

PL. 115 行道面(銀鏡背面) 寶林寺藏



PL. 115 行道面(背面) 光明寺藏



PL. 117 道體面 法隆寺藏

PL. 112 八雷神面 宝昌寺地



PL. 113 神物 龙面





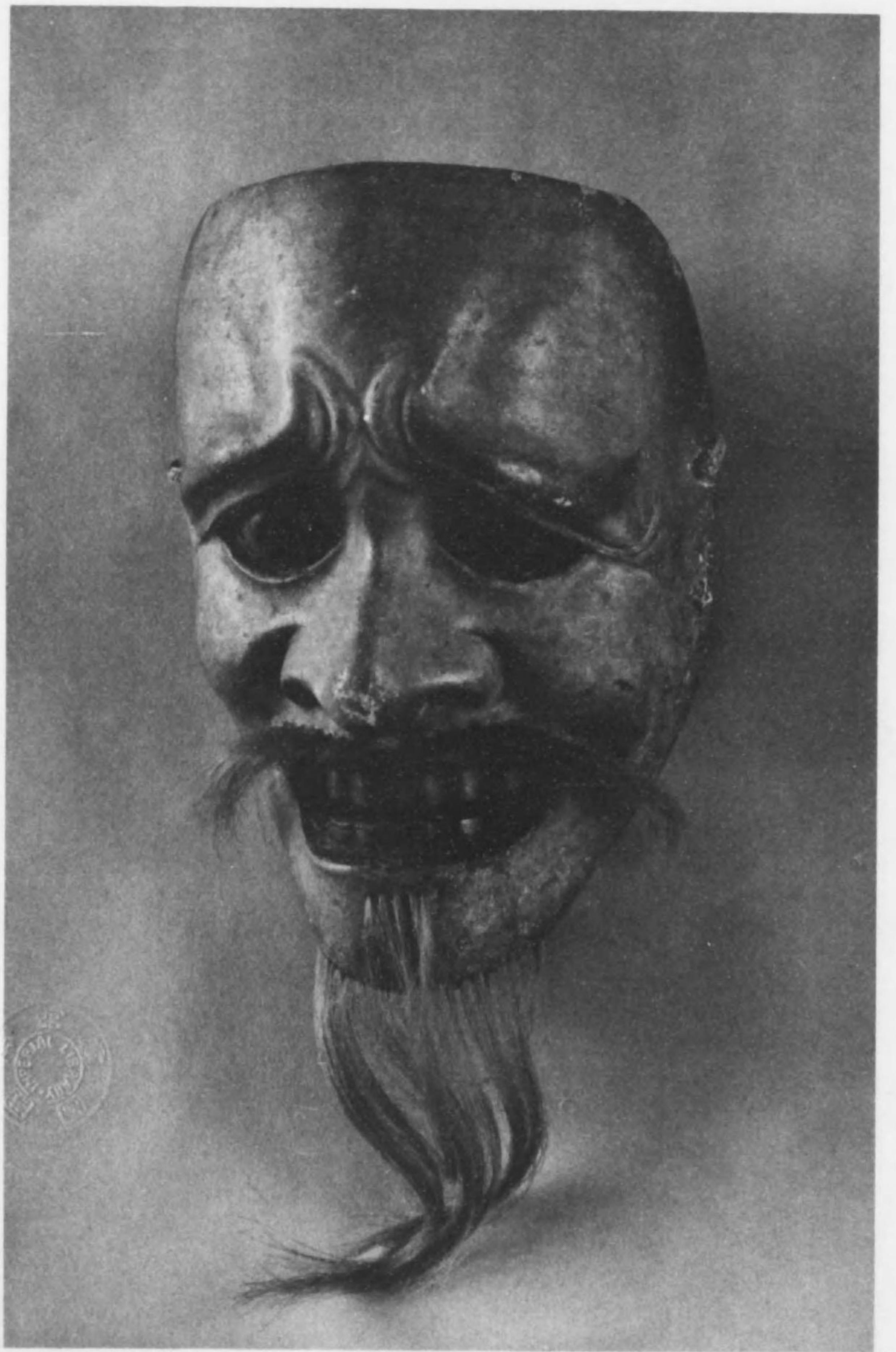
PL. 120 鬼面 繩川蓬立氏藏



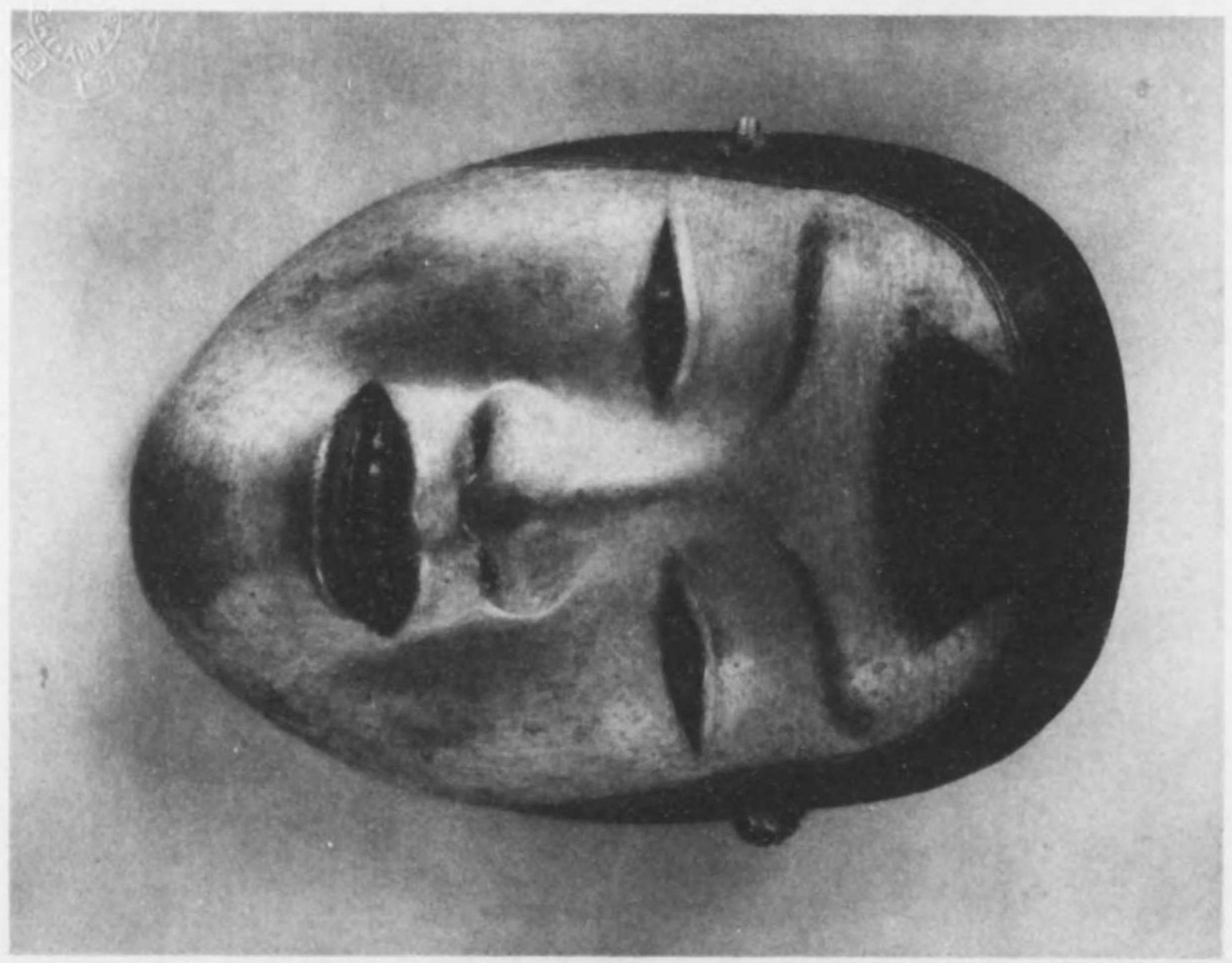
PL. 121 面 (翁) 前田利爲氏藏



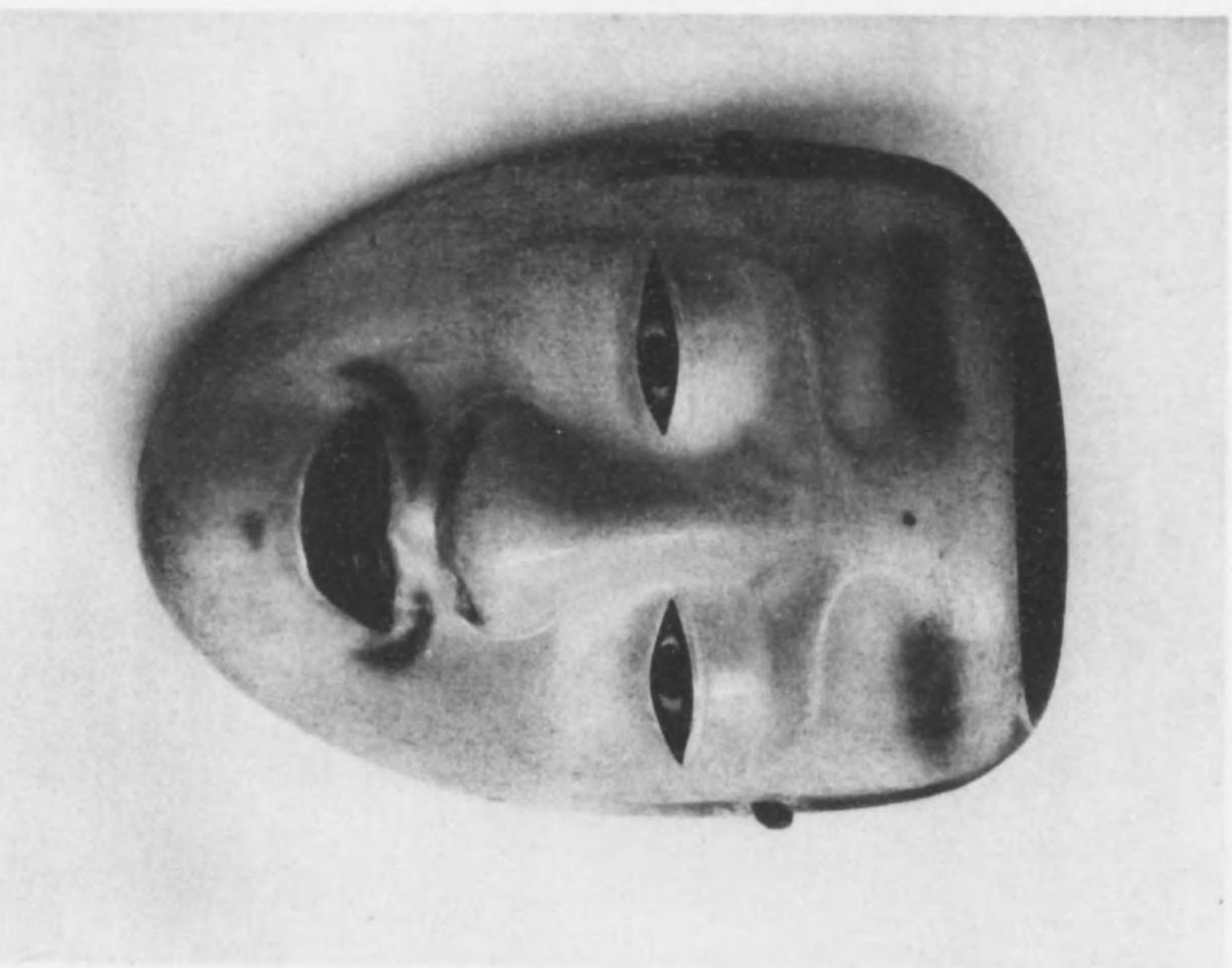
PL. 122 雕面(腰带财) 观世左近氏藏



PL. 123 面（面部塑像） 希宝博物館藏



PL. 124 伯固(少羽) 帝室博物館



PL. 125 伯固(少羽) 資生堂美術館



PL. 126 詣面(大鹿兒) 帝室博物館藏



PL. 127 許 面(張龜兒) 希空博物館藏



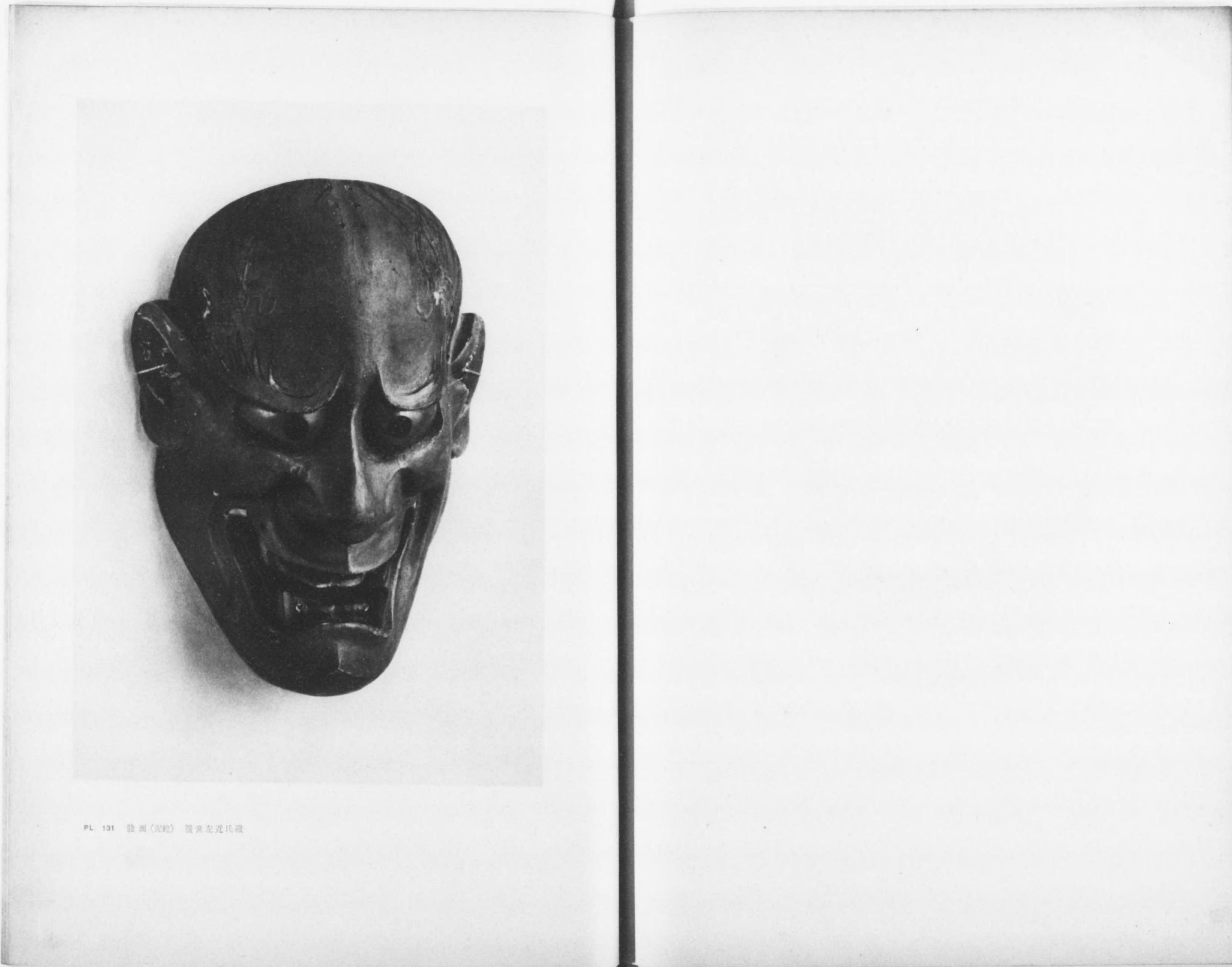
PL. 128 龍頭《續漢書》寶生重英氏藏



PL. 129 能面(夜叉) 前田利爲氏藏



PL. 130 脣面(獅子口) 親善左近氏藏



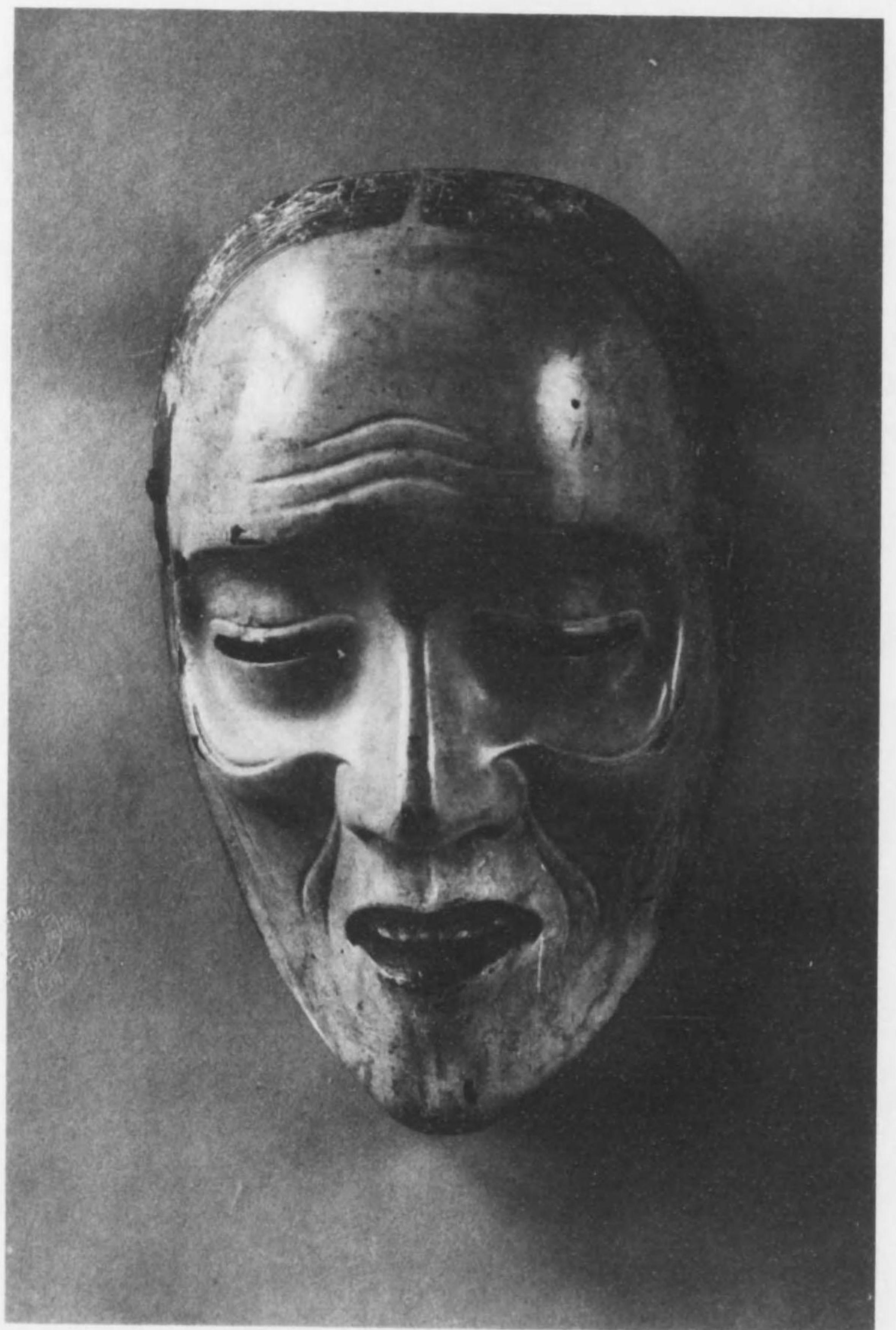
PL. 131 能面(泥蛇) 聖世左近氏藏



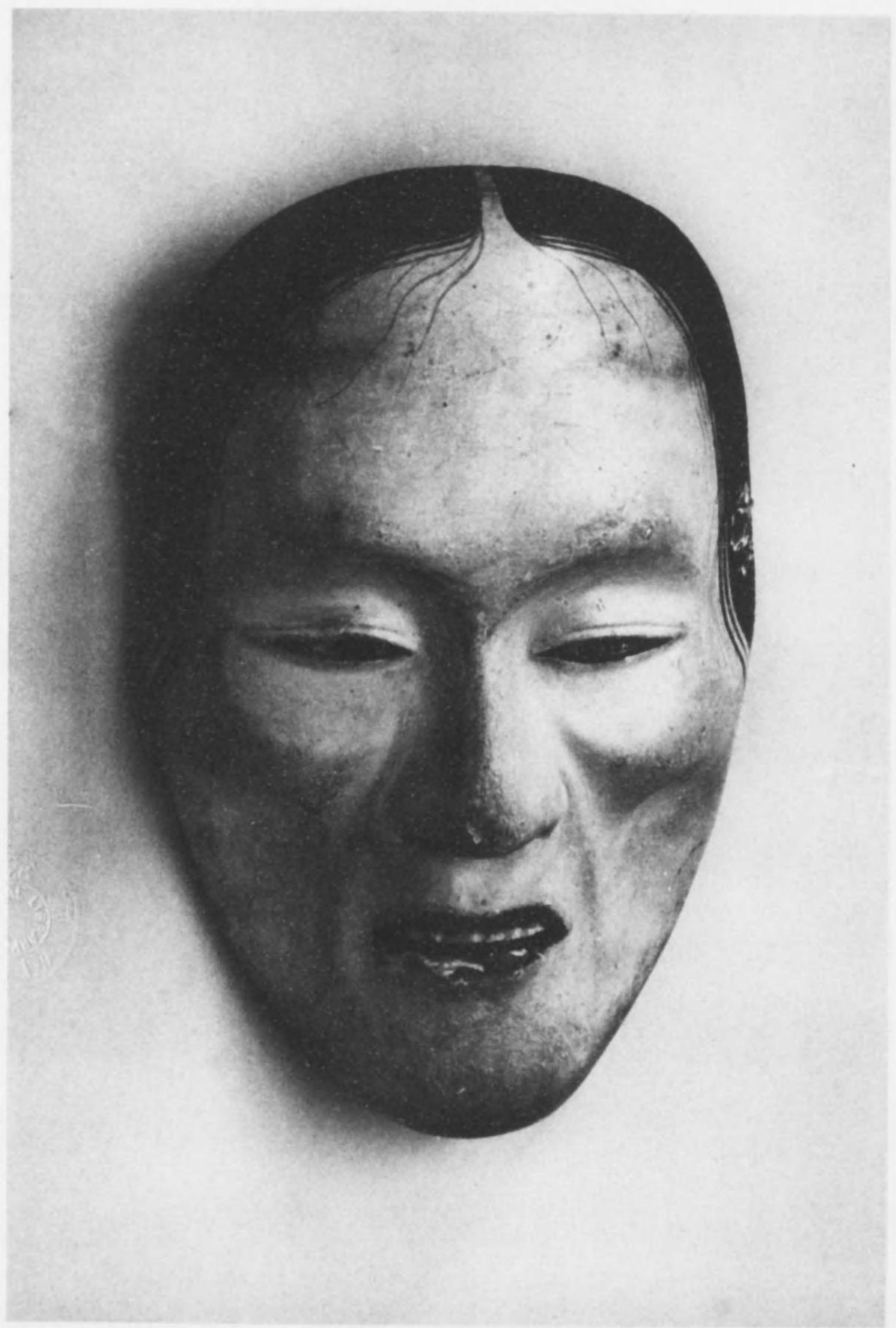
PL. 132 青铜（若女） 鎏世光近氏藏



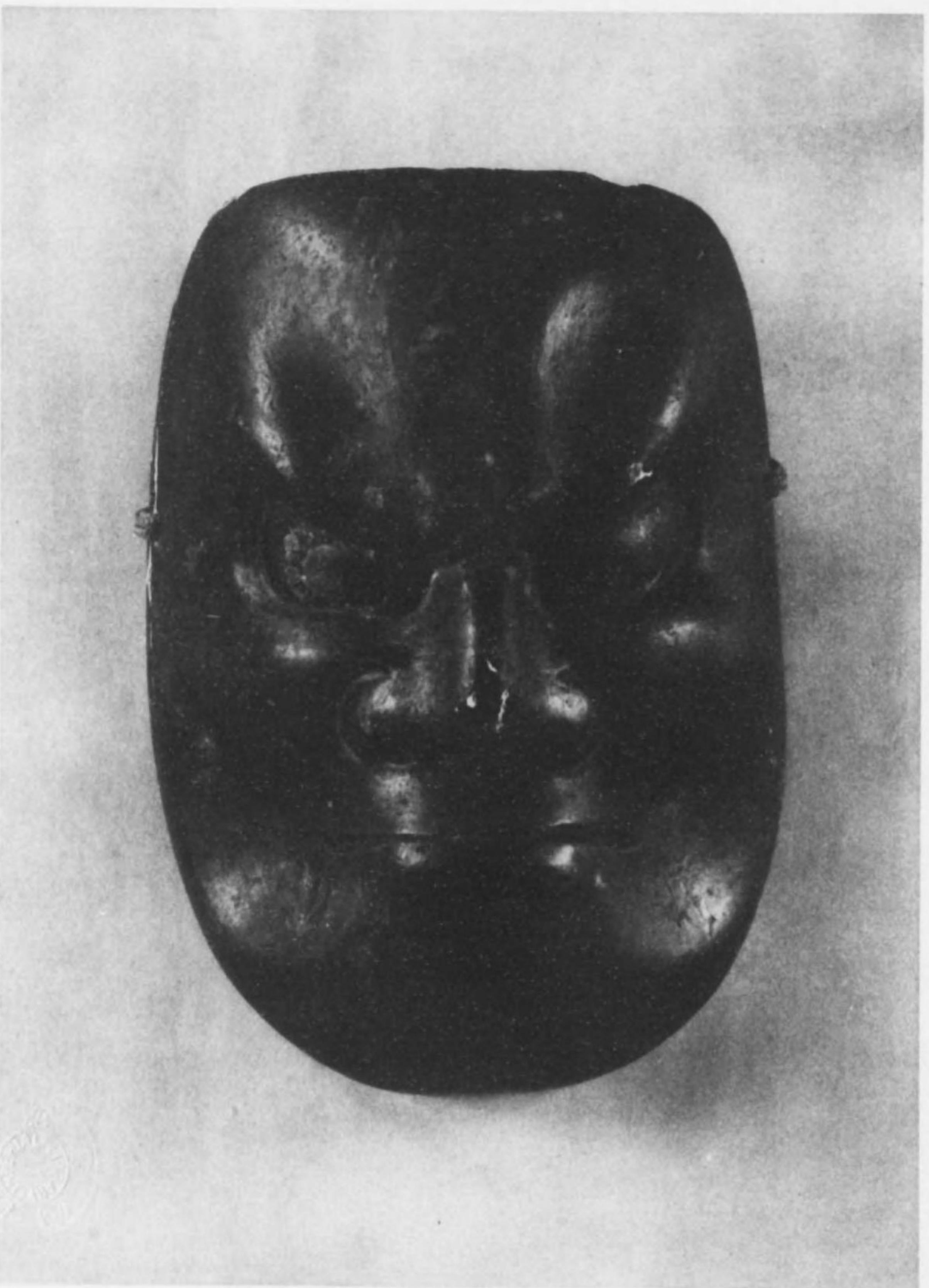
PL. 133 諸
面(境) 寶生重英氏藏



PL. 134 能 面(純) 寶生重英氏藏



PL. 136 能面(靈女) 聖世左近氏藏



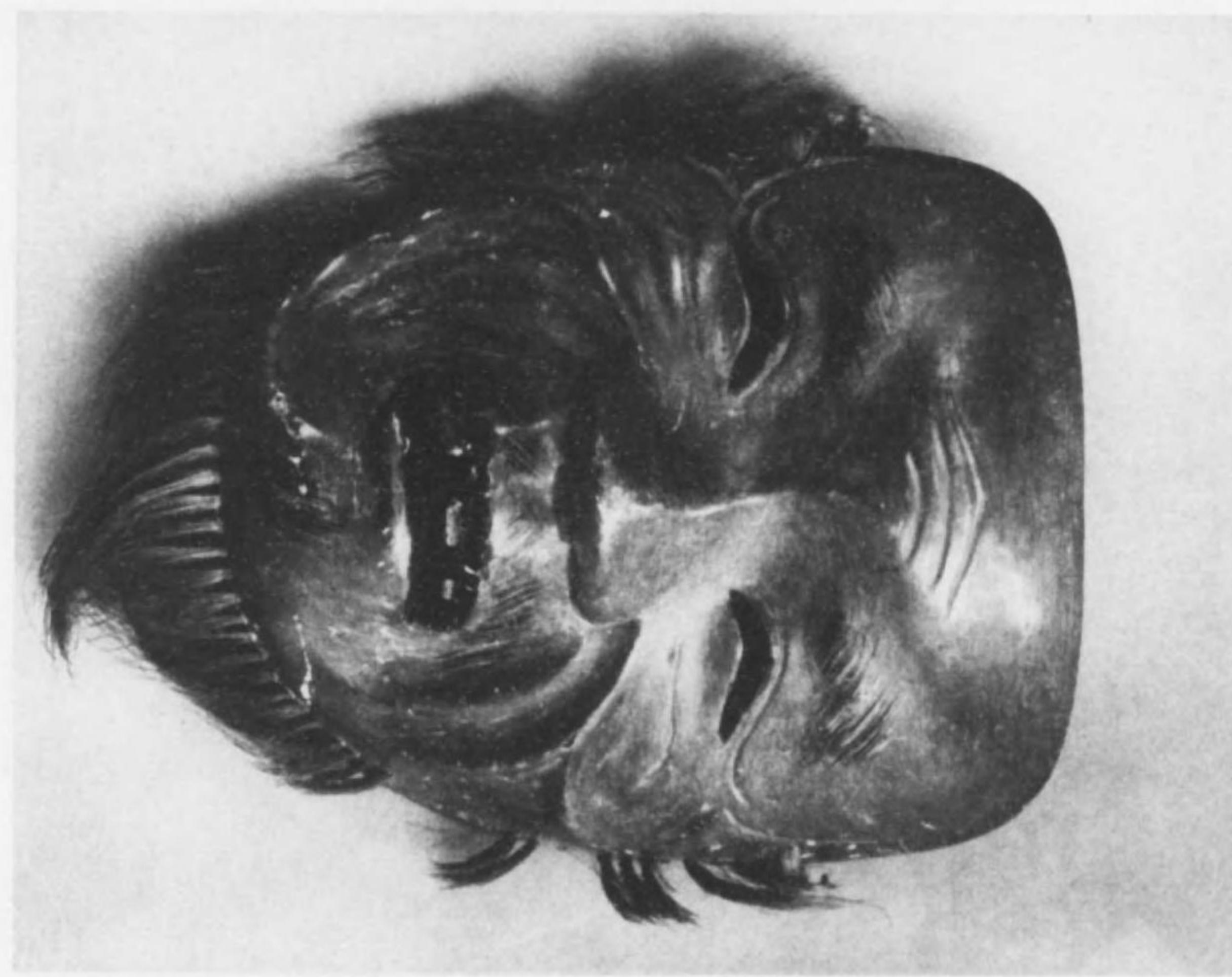
PL. 136 銅面(毘沙門) 帝室博物館藏



PL 137 龙面(是沙门) 帝室博物院藏



PL. 138 犀首面(質德) 帝室博物館藏



PL. 140 玉斧頭(玉鉗) 帝室博物館



PL. 139 玉斧頭(玉鉗) 帝室博物館

日本古樂面の概觀

圖版解說

附 日本古樂面所在表
日本古樂面略年表

帝室博物館

同上

野間清

人六

日本古樂面の概観

一 伎 樂 面

伎樂は野外喜劇とも云ふべき内容をもち飛鳥朝から奈良朝へかけて佛寺の齋會に行はれ、他の假面舞劇に比べて最も早く榮えたが同時に最も早く衰滅した。元來伎樂は吳樂と稱せられるやうに大陸のもので、我が國へは欽明天皇の御代吳國主照淵の孫智聰が書籍佛像等と共に伎樂の調度一具を齋し（姓氏難左京書）續いて推古天皇の二十年に吳の國に伎樂備を學んだ百濟人の味摩之が歸化し櫻井に住んで我が子弟に傳授した（日本）。智聰が實技をも齋したかは不明であつて、味摩之こそ名實共に伎樂を傳へたとなすべきである。當時聖德太子はこれを三寶に供養すべき蕃樂として御嘉賞あらせられ、子弟を選んで味摩之に師事せしめられると共に、伎樂の傳習者には課役を免ぜしめ給ふ等御獎勵篤く（聖德太子傳），又橘寺、四天王寺、太秦寺、川原寺等の諸大寺もこれに隨つて夫々樂戸を置いて齋會の用に供した。それ迄とて我が國振りの歌衛はあつたが、その素朴さに比べ珍奇な假面と樂器を用ひた伎樂の演伎が、當時の人々の眼に如何に嶄新にして異國味豊かなものとして映じたかは想像に餘りある所である。朱雀天皇の御代に新羅客を繋いで來たが今日ではその一縷の糸も絶え、伎樂の姿は現存する假面と天福元年に猶近真が著した教訓抄の記載によつて偲ぶの他はない。とは云へても島伎樂は存續し、大同四年の雅樂寮雜樂師中にも伎樂師二人が残されて居るが、最早や時人の感興を繋ぎ得ず次第に一般からは忘れられ、僅に南都の古寺にその傳統を残すに至つた。即ち東大寺は舞樂を盛に用ゐながらも古例を存し四月八日、七月十五日に伎樂會を修して近世迄その命脈を續いて來た。

伎樂面の遺品は頗る多く、御物に卅一面、法隆寺に一面、正倉院に百六十四面、東大寺に廿四面、神童寺に一面及び帝室博物館に一面、通計二百廿二面の多きを傳へ、之に加ふるに他樂中に於ける伎樂の遺風を見るべきもの、例へば舞樂に於ける採桑老、胡德樂の如きもの或は土俗化せる獅子舞の如きものを參照すればその大凡は窺ひ得るのであつて、母胎の國に於て夙に湮滅し何等の遺品を傳へて居ないので比すれば、遺品の奇蹟的豊富さを喜ばざるを得ない。その伎樂面の遺品の多くは今は殆ど名稱は不明であるが、法隆寺、西大寺、觀世音寺、廣隆寺、法林寺及び弘輪寺等の古資財帳に見る伎樂に關する記載を併せ考へれば、その種類は大體に於て

- (一) 治道一面 (二) 師子一面、師子子二面 (三) 吳公一面、吳女一面 (四) 金剛一面 (五) 迦樓羅一面

(六)

崑崙一面

(七) 力士一面

(八) 波羅門一面

(九) 太孤父一面、太孤兒二面

(十) 醉胡王一面、醉胡從八面

の十種廿三面を伎樂一具の basic form とし之に多少の變更を加へて面を増減したと見られる。西大寺資財流記帳は該寺に藏して居つた桐製の伎樂面と焼製の伎樂面一具宛の面の形式的特徴をも附記して居る爲め、今日伎樂面の名稱を考ふる史料として最も貴重である。教訓抄は十伎樂としてその内容を傳へて居り同書によつて演技の形式を偲ぶに、先づ初めに道を開くべき道が來り、續いて樂人、次に師子舞、次に吳公、次に迦樓羅、次に金剛、次に波羅門、次に崑崙、次に吳女、次に力士、次に太孤、次に醉胡の順にて列行し廣場に來つて種々演技をなしたもので、吳女を懸想する崑崙を力士が懲しめるが如き、或は高德なるべき波羅門のムツキアライの如き所作が傳へられて居る。

その滑稽味は猥雑に過ぎるとさへ思はれるもので觀者の頃を解くには充分であるが、佛寺の供養樂としては適はしからぬ演技であり、伎樂の平安朝以後に於ける衰微の一因はこの非宗教的な内容の爲めと考へられる。然もこの非宗教的な伎樂が夙に寺院樂として採用されたことは更にその源流へ遡つて考へなければならない。

伎樂の名は日本書紀にも記される所であり、今日の通稱でもあるが、嚴密には大寶令の雅樂條の條に「伎樂爲吳樂之器也」と定められて居る様に、今の南方支那、古の吳の國の樂伎であるが、その地本來のものではなく外蕃から流傳したものであることは、その碧眼隆鼻、胡人の相を寫すことの多い假面竝に腰鼓を主とする樂器からも想像し得るところである。支那に流入した西域の胡樂は古來頗る多く、就中龜茲伎は假面を用ひ腰鼓を盛用した點伎樂の源流を察せしめるもので、隋の薛道衡の詩に「羌笛隨頭吟、胡舞龜茲曲。假面飾金銀、盛服搖珠玉」と云ひ、唐書禮樂志の龜茲伎の部に伎樂の師子の本源と見るべき五方師子のことが記されてゐる等はその傍證をなすものである。更に龜茲國に於ける假面の源泉を辿れば、希臘の假面劇の影響がヘレニズムの東漸に従つてこの地方に迄及んだものとも考へられ、こゝに至つては伎樂の淵源や悠久にして又遠しと云はねばならない。そしてそれは滑稽さと印象力の強い爲め遅早く吳の國に傳へられ吳樂として榮え、日本へも亦同じ理由により早く齋らされたのであらう。我が國に於て伎樂がその内容よりも佛法發祥の故地に近い異國味故に、三寶供養の法樂に用ひられたことは無理からぬところであり、云はゞ餘興的なものが本格的な法樂形式として採用されたものと云ふべきであらう。

その假面の著しい形式的特徴は、後頭部迄をも掩ひ總じて大形であり印象の強いことで、それは四面に觀樂を持ち廣々とした白日下に使用される爲の必然的な形式であった。彫刻史的に見れば御物伎樂面の印象の強さは簡勁な彫技にあり、東大寺藏のそれは寫實の強調にあつて、その間に飛鳥朝から奈良朝への様式發展の諸相を窺はしめ、その貴重さを一層深からしめるものである。

二 舞 樂 面

舞樂も亦支那大陸を母胎とするが、絶えざる亂世は殆ど之を衰滅せしめたのに對し、不思議にも我が國にのみはよく保存され、今日目があたりに演舞の姿を示されるものも珍くない。舞樂は又雅樂とも稱せられ、その内容は唐樂、林邑樂、新羅樂、高麗樂、渤海樂等を含んで多種多様である。併し又これらには伎樂に對して舞樂と呼び得る共通點の存在を見逃し難い。即ちそれによれば伎樂は一種の野外喜劇であつて演劇的であるのに對し、舞樂の方は飽迄も演舞的であると云へる。使用する假面も伎樂に於ては劇的表現に必要な生氣の激刺さを求める、その表情は活動的であり、その誇張も迫真さを強調すべき意圖に出で居る。それに對し舞樂は舞踊が元來象徴化された動きであるのに伴ひ、假面の表情も著しく象徴化され、その誇張は象徴化を深めるものであつて、兩者の本質的相違が假面の形式上に明瞭に示されて居るのである。例へば伎樂面に施されて居る皴文や植毛は寫實的であるが、舞樂面のそれは圖案化された非寫實的なものである。舞樂面獨自の手法とも云ふべき動眼や吊り顎は、一見寫實に接近したが如く思はれるが、その動きの非實在的な怪奇さは却つて眼や口の動きを象徴化したものと見られる。又伎樂と舞樂の樂器を見るも、伎樂では笛、鼓、鉦等或は銅鈸子の簡単なものであるのに對し、舞樂では横笛、簫、琵琶、箏、鶯、鶯等多種となり複雜になつて居ることは最も注意すべきである。元來動作の象徴的な表現とは實際の動きを單純化しこれに律動性を與へることで、その律動性を援けんが爲には伴奏樂が極めて重要となつて来る。從つて兩者の樂器だけを比較するも舞樂が伎樂に比し如何に舞踊的であるかは充分に窺ひ得るところである。伎樂に對する舞樂の本質的な特徴は以上の如くであるが、伎樂と多少の舞踊的要素を加味されて居たことは拒み難く、又舞樂に於ても採桑老や胡德樂或は二の舞は、伎樂系統と思はれるが如く、相當演劇的要素を持つものも亦混在して居る。

元來舞樂は主として支那唐代に於て諸方の舞樂を集成したもので、本質的には演舞的なものであるが細分すれば極めて多様である。支那に於ては古くから版圖が擴張するとその遠地の音楽を中國に齋するのが常であつた。隋唐はその版圖の最も膨張した時で異域の音楽の流入したことも最も旺盛であり、又在來の古樂の復興もあって支那音樂史上の黃金時代であつた。唐書禮樂志に據れば東夷、北狄、南蠻、西戎の凡そ十四の樂と八國の伎が集つたことを記して居り、その殷盛は充分に察し得る所である。それらが唐朝文化謳歌の潮に乗つて次第に又我國にも傳へられたのである。たゞ新羅樂、高麗樂のみは三韓との早い交渉によつて新羅樂は古く允恭天皇の四十二年に、百濟樂は欽明天皇の十五年に渡來し、高麗樂の傳來期は不明であるが日本書紀天平天皇の十二年に見られ、續紀天平三年七月廿九日の條には雅樂寮雜樂生員を定めた中に大唐樂廿九人、度羅樂六十二人、百濟樂人、高麗樂人等が記されて居り、天平八年には波羅門僧菩提遷那及び林邑僧佛哲が林邑樂を傳へ、天平勝寶元年には渤海樂の行はれたことが續紀に知られる等奈良朝に於て唐朝の音樂は大規模な燕樂を除いてその主要なものは大體傳來した。

そして之等は吳樂である伎樂と共に朝宴或は佛會に用ひられて居た。併しながら舞樂の方は假面も豊富な如くに内容も頗る多種、小曲と稱する一人乃至二人の演舞から中曲と稱する四人舞、大曲と稱する六人舞の群舞に至る他、或は武舞或は童舞の如きものもあり、殊にそれらは諸地方の異色

を發揮するものであつて、その情趣にも變化があり伴奏樂も亦豊富であつた。然も尙次から次へと珍らしい曲目舞姿が齋らされて來た。然るに伎樂の方は假面の種類も妙い様に、曲目も乏しく伴奏樂も單純であり、殊に新しい曲目が後續することなくその舊狀維持の狀態は、遂に人心を飽かしめてその感興を舞樂の方へ移さしめた。かくして平安初期以後になると伎樂は古典的な寺院樂として残つたのに對し、舞樂は新時代の寵兒となつて宮廷生活を始め社寺の行事を飾るものとして缺く可からざるものとなつた。殊に上流貴紳の舞樂への愛好は自ら管絃を調べると共に、その公達をも舞臺に舞はしめていたくなくも優雅な風情に隨喜の涙を流さしめたのであつた。從つてその隆昌さは我が國での新作を加へると共に在來の舞樂の曲目をも整理し唐樂天竺樂を左舞として高麗樂、渤海樂を右舞とし、演舞は左舞の陵王の次には右舞の納曾利を演ずるが如く左右を組合せて演することとなつた。今主な曲目を次に示す。

左 舞 【唐樂、天竺樂】

振鉢、皇帝破陣樂、闡亂旋、春鶯轉、蘭陵王、賀戚、北庭樂、承和樂、胡飲酒、迦陵頻、案摩、二ノ舞、三臺鹽、萬歲樂、裏頭樂、

泔州樂、五常樂、陪體、春庭樂、喜春樂、央宮樂、桃李花、盛城樂、蘇合香、萬秋樂、輪臺、青海波、採桑老、秦王破陣樂、傾盆樂、

散手破陣樂、賀王恩、太平樂、打毬樂、還城樂、拔頭

右 舞

【高麗樂、渤海樂】

新鳥蘇、古鳥蘇、進走德、退走德、納蘇利、長保樂、胡蝶、延喜樂、蘇利古、綾切、數手、新蘇羅、皇仁庭、貴德、猶杵、填破、

胡德樂、峩眉八仙、仁和樂、蘇志摩利、林歌、登天樂、白濱、地久、石川

勿論この中には自然屢々演出されるものと然らざるものとが出來、石川の如きは面白現在も残つて居るが演技は鎌倉時代既に不明であつた。平家の没落は貴族生活の終焉であり、それは舞樂にとつてはよき理解者と庇護者の喪失であつた。從つて鎌倉後は舞樂は惰性的な存續と云ふべきである。殊に兵亂相續いた戰國時代は京洛樂人の流離するもの多く舞樂を衰減の淵に臨ましめたが、天王寺、奈良、嚴島等樂人が地方的に分散して傳統を保持して居たことはやがて泰平となると共に舞樂を再興せしめる力となつた。舊事棄却の明治維新の風潮も舞樂の第二の危機であつたが、幸ひに皇室の加護と分散せる地方樂所の存在によつて彼此斟酌して再興せられた者は正倉院文書中天平寶字八年四月廿五日の奥書あるものに唐古樂の作面貳拾五枚の記があり、寶龜十一年の西大寺資財流記帳に羅陵王、止淫蘇、大宿獨、小宿獨、納蘇理、大小尊等の面及び冠の記があり、又貞觀九年の安祥寺資財帳中には圓龜山頭、凌王、見蛇樂、作病失支、安孔子、探桑樂、退蜀獨、退蜀獨、寒蘇、納尊、胡童樂、太尊、小尊、□婆、猶大頭等の諸面があるによつて充分知られるが、現在遺存するものは年記あるものでは長久三年の手向山神社の地久、峩眉八仙、皇仁庭を以つて最古の遺品とし、文献には古くその存在を知り得るも遺品の上には初期のものは絶無である。併しそれは伎樂にあつては早く衰微したが爲に、却つて保存の好運を得たのであつて、舞樂は後世迄存續されたが爲に假面にも新陳代謝が行はれ、初期の假面は時の破壊の他に更に後に生れたよりよき假面の爲に廢棄の

厄に逢つた爲と察せられる。吾人は奈良朝に於ける傳來當時の舞樂面が如何なるものであつたか懐古の情に堪へないが、又現在の舞樂面中に舞樂股に盛んな舞樂と法樂を行ふものである。伎樂、舞樂は寺院に於て用ゐられると共に宮廷の饗宴の用に供されたに對し、行道は全く佛寺獨自のものでこれこそ純然たる寺院樂とも云ふべきである。この行道も亦大陸から傳來したもので、唐代西域に盛んであつた行道は實にその源流と察せられる。

大唐西域記龜茲國の條には、毎歲秋分數十日間大城西外に行はれた行道のことを記して居る。この時は國を擧げて僧徒が集會し、上は君主から士庶に於て行像を見るべく三ヶ月滞留して審にその見聞を記して居る。この行像は四月一日から十四日に亘り、十四ヶ所の寺院が一寺一日を分擔して修したるものであつた。その行像は佛、菩薩、諸天の像を美々しく飾り立てた四輪車に安置し、先づそれを城外三里の地に移し、それから再び城に還るもので、王及び夫人采女達が城門に盛裝して待ち散華して之を迎へるのであつた。同じく佛國記摩訥提國巴連弗色の條には更に詳しい行像の記載がある。この地の寺院の行像は四月八日に行はれ、それに用ふる四輪車には竹を縛して塔狀を作り、周圍には諸天の形像を彩畫した白龍をめぐらし、その四邊の龕内に坐佛、立菩薩の像を安置してこれに莊嚴の美を盡した。かかる車の數は約二十に及び各車は夫々その莊嚴に意匠を凝らしその絢を競ふた。この日境内には道俗參集し作侶伎樂が盛んに行はれ華香の供養があり、波羅門の子弟に迎へられて行像の城内に入るや通夜燃燈して伎樂供養を行つたのである。この三つの行像の記載を綜合すれば當時西域地方に行はれた行像の形貌は可成り鮮明に浮び上つて来る。思ふにそれは佛像の巷間進出の日であり、庶民へ佛法の偉徳を顯示すべき時であつた。車輿の莊嚴と長蛇をなす列次は衆目を側なしむるに充分であつたであらう。又その日は庶民にとつて法樂の日であると共に樂しい安息日であつたことは今日の祭日と同様と云ひ得る。この日をめざして各地から集まる藝人の演ずる伎樂を如何に人々は待ち詫びて居たことか。こゝに云ふ伎樂は後に云ふ狹義の伎樂ではなく、經典に「諸天伎樂」或は「種々伎樂」等と云ふ如く一般の樂や伎の總稱と解すべきである。莊嚴な四輪車を中心とした僧侶、歸依者、樂人、演伎者等の行列が土民堵列の中を城内に入れば、又そこに盛んな伎樂の行はれたこと前掲の記載から充分に偲び得る。宗教がその宗教的雰囲氣を醸成すべく音藝を發達せしめたと共に、その祭祀が諸方の音藝を集めることとなつて、幾多の音樂、舞劇の搖籃となつたことは古今東西共通するところであり、この西域に行ける行像も東洋の樂劇史から見れば極めて重要と云ふべきである。我が國に傳つた伎樂の如きも恐らく西域行像中の要素に過ぎなかつたものであらう。併し傳來の當初に於ては恰

もそれを全體の如く受用したものと解せられる。外邦文化の傳來の段階に於て、最初に知られるものは全貌でなく一斑に過ぎず、全貌が真正に理解されるには相當の時日を要するのが常である。行道も初めは寧ろ非宗教的であるにも拘らず、異國味と滑稽味の著しい爲に伎樂のみが早く傳へられたが、更に詳しい大陸文化の渡來によつて行道形式の全貌も亦傳へられるに至つた。天平勝寶四年四月九日の東大寺大佛開眼供養の法樂の如きは、當時の諸樂を集合せしめ一萬有餘の僧侶を集めて本格的な行道形式を示して居る（東大寺）。又行信僧都の遣制に從ふと傳へる法隆寺聖靈會の如きも、上宮王院から太子像と舍利を輿に安置し列次美しく講堂へ練り歩き、そこで一七日の法樂を行つて再び上宮王院に還るが如き、宛然西域行像の縮圖を見る思ひあらしめる。

大陸に於ける行像形式は飛鳥朝にその一班が傳へられ奈良朝に入つてほゞその全班が傳へられたと見るべきである。然るに平安期に入るとその初期は尙入唐者も多く大陸の文物は一層理解せられ、行道形式も更に詳知せられたと共に、この期に勃興した密教はその教風からしても嚴然とした儀禮を確立したもので、その行道形式も亦更改され、我國での行道の形式はほゞこの頃に決定されたと考へられる。その更改とは在來の極めて寛闊な包容性のあつた行道形式から、非宗教的なものを排除して最も寺院的なものにしたことである。猥雜味ある伎樂の如きは廢せられて行道の餘興的要素としては舞樂を採用した。この更改後の行道形式は治安二年の法成寺金堂供養記及び承暦元年の法勝寺供養記等に徳ぶことが出来る。本來の行像も又我國初期の行道も共にその中に講佛の敬虔味と衆目を娛しませる卑俗味を包含して居た。それ故に卑俗な悅樂から深玄な教理の法悅に入らしむべき機縁ともなつたのであつた。然るに後の完成された行道形式は専ら敬虔本位のものとなり、寺院の神聖は保持し得たがその時は古の漫刺味を失ひ、民衆とは形式的には結合して居たにせよ精神的には隔離するに至り、却つて民衆自らの生んだ田樂、猿樂の如き卑俗な雜藝が、同じ寺内に民衆の心を捉へて居た。

行道面を廣義に解すれば伎樂面も亦その中に含まれるが、本書に於て云ふ行道面はこの完成された狹義の行道に用ひられた假面を指すもので、伎樂とは同源流であるが、一方は非宗教的であり他方は純粹に宗教的である爲に之を同系統中に對立せしめるのである。かゝる意味の行道面の遺品として教王護國寺の十二天面、法隆寺の奥昇の八部樂面、天野社舊藏の廿八部樂面その他諸社寺の菩薩面等いづれもその好例で、著しく宗教的になつたことはその使用假面の上にも夫々教義の別を反映する點にも知られる。又假面の表情を見ればいづれも佛像に近く活氣に乏しく、殊に之等は大して演劇的所作をするものでもなく、又演舞的所作をするものでもなく、たゞ静かにそれを被つて行道の列に加はるに過ぎず、何等假面として活用の妙味を示して居ないのは、假面史上から見れば悲しむべき行道の完成であつた。この人間性の卒直な吐露を抑壓して、たゞ敬虔さのみに終始しようとした行道に對する不満は、既述の如く別の捌け口を求めて田樂、猿樂を盛んならしめ、やがて能狂言を生む一因をなしたものであれば、皮肉にもその結果を見れば行道が伎樂的精神を壓迫したが爲に伎樂的精神を發展せしめたと云ひ得る。以上の如く行道面は假面としては妙味の無いものであるが、假面史上過渡的なものとして極めて興味深いものであり、彫刻史上の遺品としては佛像彫刻との相似の關係も深く夫々貴重な資料を提供するものである。

四 能、狂言面

能、狂言が著しい發達を遂げたのは室町時代であつた。それは伎樂や舞樂の様に大陸文物の直摸ではなく、我が國人の創始によるものであつて、その發達過程の考案は一段と興味をそゝり又その假面には國人の情説を窺はせるものが深い。併しながらそれは室町時代に忽然と創始されたものではなく、幾多の先行樂藝の影響を受けてこの期に大成されたものであつた。今能、狂言發生以前の状勢を見るに、伎樂は既に遠い過去のものとなつて、僅に南都の古寺にその餘喘を續けて居たに過ぎず、舞樂は朝廷貴紳の間に或は寺院に於て行はれて居たが、又古典化し世俗には遠い高踏的なものとなり、然もそれは踏舞をことゝし何等新しい進歩を示すものではなかつた。比較的大衆を集め得た寺院の行道は徒に敬虔に過ぎて何等人の感興を湧かすものではなく又形式化して新しい發展も見られなかつた。人の求めるところは自分達に縁遠い生氣の缺如した形式美ではなく、粗野であり卑近であつても漫刺と心奥に呼應し来るものであつた。伎樂の演出精神はその點に於て極めて大衆性と永續性を持つて居たが、寺院樂として形式化したこととは早く衰微するに至らしめた。併し平安後期頃から擡頭し始めた田樂、猿樂は、要するにその精神の繼承に他ならなかつた。田樂はもと農夫の田植の勞を描つた民間樂であり、猿樂は佛會の後に參集の大衆を相手に催された餘興的なもので、共に物真似、狂言、曲藝等を含んだ滑稽味の多い卑俗な俗樂であつた。然もそれは貴族趣味的な古典味に束縛されることもなく、常に民衆への反響に順應して居たが爲に、先行樂藝の多くが固定し新しい發展をとゞめたのに對し、不斷に漫刺さを保つて新作を生んでゐた。この民衆樂の田樂や猿樂にも勿論大陸の俗樂の影響があつたが、寧ろ衰微した伎樂が土俗化して甦生の路を得たものと考へ得る。表現の精神が伎樂と同じことは既述の如くであるが、使用する樂器が腰鼓、振鼓、銅鉗子等伎樂のそれに近く、又それらの樂人が古の大寺の地から多く出て居ることもなく、常に民衆への反響によるところ深い。殊に奈良猿樂の如きは法隆寺、東大寺、興福寺等との關係も深く更に系統的に密接な關係を思はしめる。恐らく伎樂の樂戶が本業の衰微すると共に、更に卑俗化した演技を以つて佛會の餘興に供したのがその初めと察せられる。鎌倉時代以後武家政治の世となつては、先行樂藝は辦々古典化し高踏となつたのに比し、田樂猿樂は益々その發展を示し、民間樂であつたのも遂には貴紳武人の鑑賞に迄上ることとなつた。

近世の能樂は實にこの田樂の能と猿樂の能とが大成され發達を遂げたもので、奈良猿樂座の觀阿彌清次と世阿彌元清父子の名はその功績者として没することは出來ない。觀阿彌は新能野の猿樂に於て見物中の將軍義満に見出され同朋中に加へられ、又その子の世阿彌も將軍の寵を得ることが厚かつた。父子共に非凡な藝の天才でその境遇を利して能樂を大成すると共に、民間樂を向上せしめ武人の鑑賞にも値するものとし、遂に武家の式樂にまで發達せしめる基礎を築いた。その内容は世阿彌の申樂談義にも示されて居る様に、物真似を主としたもので、その點演舞的な舞樂や宗教的な行道とは異り、寫實的な伎樂の系統を惹くものである。併しその物真似は卑俗な寫實でなく、新時代の好尚を映じて幽玄味を帯びた美化された寫實

であつた。

そして田樂、猿樂の卑近な滑稽的要素は別に分離されて狂言の形式として傳へられた。

さて能、狂言の假面を見るに、共にその形狀の縮小されて居るのは、能、狂言の内容が豊富となり演出時間も延長した爲め重量を軽減する關係と、野外演出から次第に屋内演出に推移した關係から考らされたものである。又能面を通觀すれば慈見、獅子口の如く一時的な誇張された表情を示すものと、尉或は男女面の如く持続的な中間的表情を示すものとがある。前者はその原型とも思はれるものを能樂面中に發見し得る如く能樂發生の過去を語るものであつて、能面の特色はその後者に於て窺ふべきである。能の内容が豊富となり演出も長時間に亘れば、その間に當然感情の推移が加はり、それに用ゐられる假面は又その感情の推移に順應しなければならない。そこに工夫されたのが中間的表情で一見不鮮明とも見られる表情は、内容の變移に従つて喜悦の情を示すとも悲哀の感を表はすとも見られるのである。又その中間的表情の故に一層に縮みたる餘韻を味はしめ幽玄の情を深からしめる點も多い。狂言面はそれらとは趣を異にし何等の威嚇も嚴肅味も悲哀もなく、その内容の如く飄逸な滑稽味を飽喫せしめるもので、その卒直卑近な表情は古調ある野趣を偲ばせることが深い。狂言面に於ける笑の因子は或は斜に眺め口を歪める均衡の破綻、或は口を引き結びながら口吻を突き出した緊張の頓挫等種々巧な手法に籠め、味へば觀者の面上又微笑の浮ぶのを禁じ難い。

又その假面の種類は能面に於ては、中樂談義を見るに世阿彌の頭に既に翁、尉、天神、慈見、飛出、女面、男面、等後世の能面の基本形式は大體出来て居たが、その後の能樂の隆昌は更に新しい形式を産み出すと共に又分化をも生じ、今日その種類は百五十種餘に及んで居る。併しそれらも大別すれば、翁、女、男、尉、神佛、鬼畜の六種に包含される。これに對すれば狂言面はその種類極めて尠く尉、風流、鬼畜、神佛、の四種二十餘種に過ぎず、一つの面を様々に通用して居るが、その種類の乏しさは能に壓せられてゐた悲運な狂言の姿とも解し得る。

尚是等は伎樂、舞樂、行道の諸面が多く佛師の手になつたのに對し、面打と云ふ專業者に依つて作られた。室町時代前後に於ける名工としては日

光、彌勒、夜叉、福原文藏、石川龍右衛門、赤鶴吉成、水見宗忠、越智吉舟、小牛清光、徳若忠政を十作とし、増阿彌久次、福來石王兵衛、春若、

寶來、千種、三光坊を六作と云つて傳へる。

今日これ等作者の遺作として傳へるものも跡がないが、多くは後代の鑑識によるもので直ちに信據し難い。併し總じて之等十作六作のものと傳へられるものに名品の多いことも亦拘み難い。

圖版解說

一 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

本那彩色 級九寸半分、横七寸

伎樂の最も盛んであつたのは奈良朝である。大寺の齋會に麗かな陽光を浴びて演出された伎樂の濃厚な異國情緒と諧謔味は、佛への供養であると共に時人の心を慰む悅樂の一つであつた。揚出の伎樂面は植毛面に多少の修補を混じて居るが、伎

樂面の往古完備して居た形狀を偲ぶに最も通じい遺品である。又その形技練熟して紳々とした餘裕を示して居るのは奈良朝形技の發達を語るものである。秀俊な鼻樁突出した額は正しく西國胡人の相で、面上巧みに刻まれた皱纹は好爺破顔の朗らかさを寫して躍如として居る。波羅門と呼ぶべきか伎樂行道の後に續く隨群と云ふべきか、その名稱は正かでない。面裏の朱漆銘に「天平勝寶三辛卯年造之于時寛政五年癸丑三月修補之 東大寺公物」とあり、眉や口邊の白毛はこの時に植ゑ換へたものである。尚頭頂に髪毛を貼付した痕があり、そこに白髪想像すれば一層完全な往時の姿を再現し得るであらう。



(文)

(圖)

二 國寶舞樂面(納曾利)

奈良市 観世音寺

本那彩色 級八寸八分、横六寸六分

筑紫の觀世音寺は都門を離れた邊境の地にあるが、古來大陸と交通の要路にあつて、同寺資財帳に窺はれる如く古くから伎樂舞樂が盛んであつた。それは齋會供養の他に又渡來する外客歓待の使命を持つ爲であつた。その樂事盛況の遺品としては今僅かに陸王と納曾利二面を傳へるに過ぎないが、その作技の精緻、形式の洗練は流石對外的要地の遺品と肯かしめる点多く、又懷古の情を喰ること深い。この納曾利は第六一闇と一具のもので、棟材を用ひて道健な刀技を振るもの、その重厚味と後醍醐の相交する雄渾な作技は、本寺以外のものにその例を見ないところであり、平安中期に初期の餘風を傳へた作と考へる。尚面裏には「觀世音寺」 慶永十年
未月廿七日兼修理句當一番長闇の修理銘がある。



(文)

(圖)



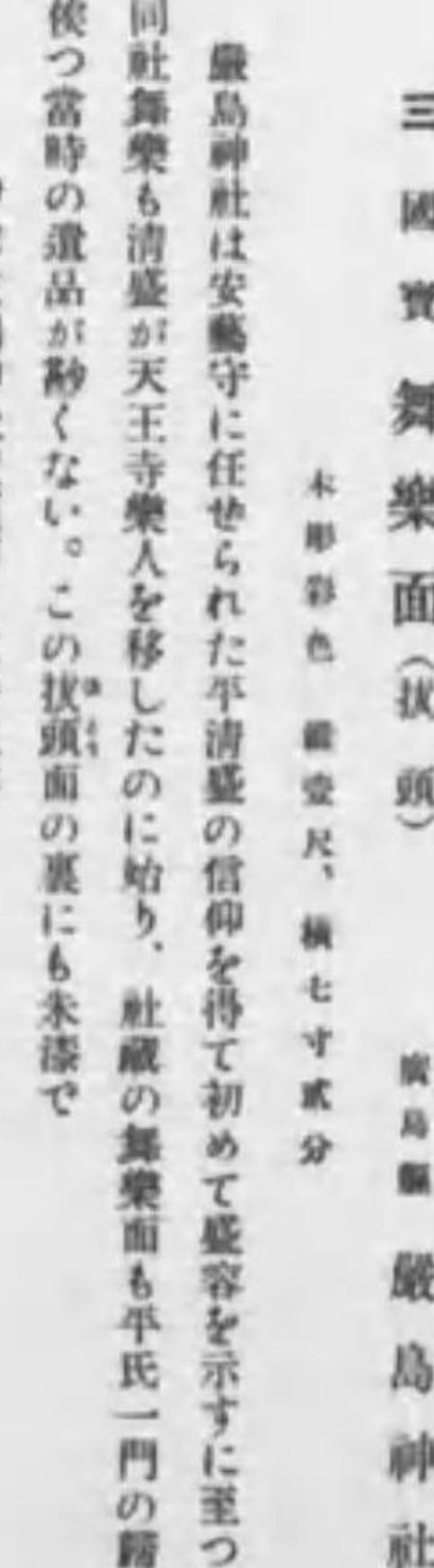
(文)

(圖)

三 國寶舞樂面(抜頭)

廣島縣 厳島神社

本那彩色 級八寸八分、横七寸八分



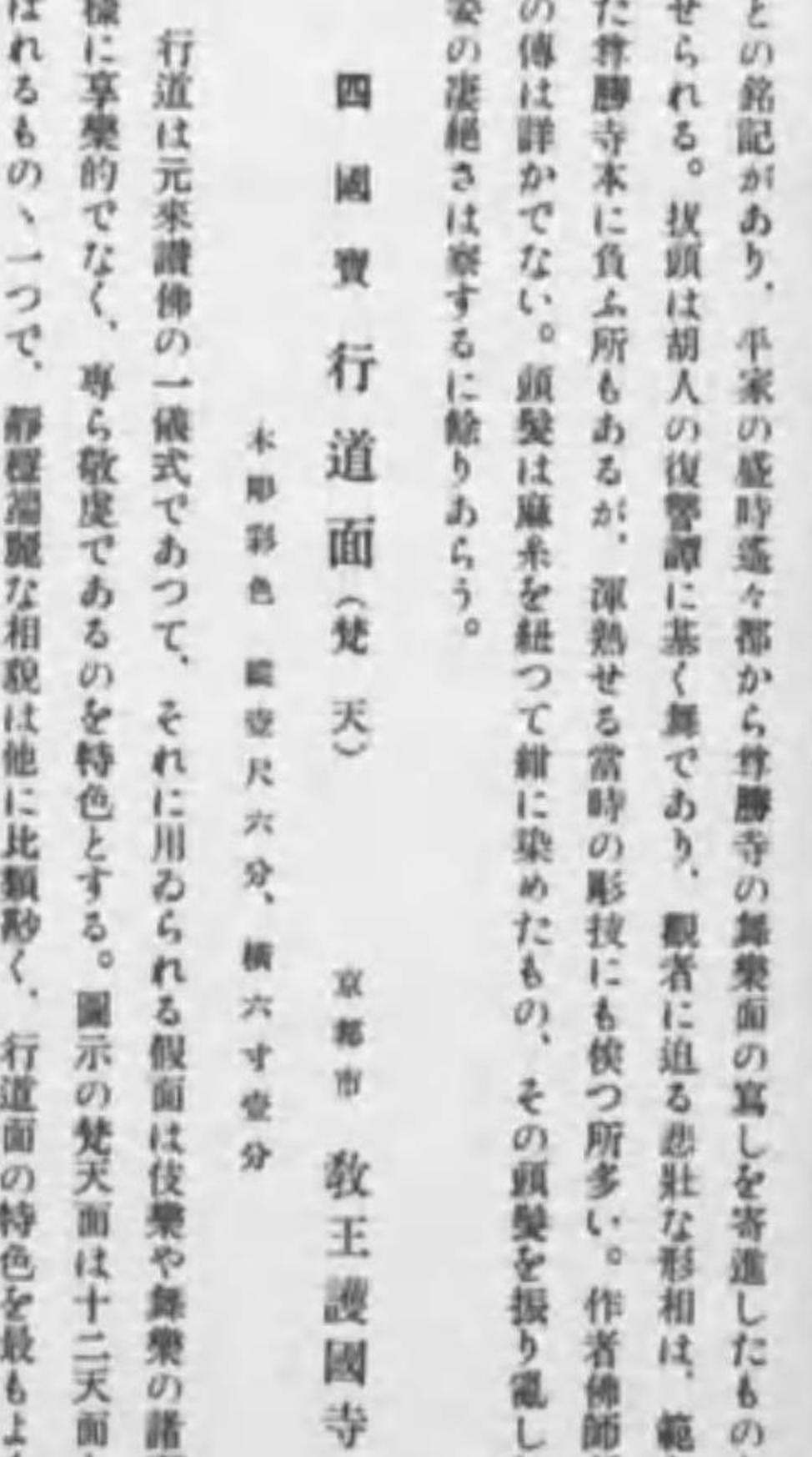
(文)

(圖)

四 國寶行道面(梵天)

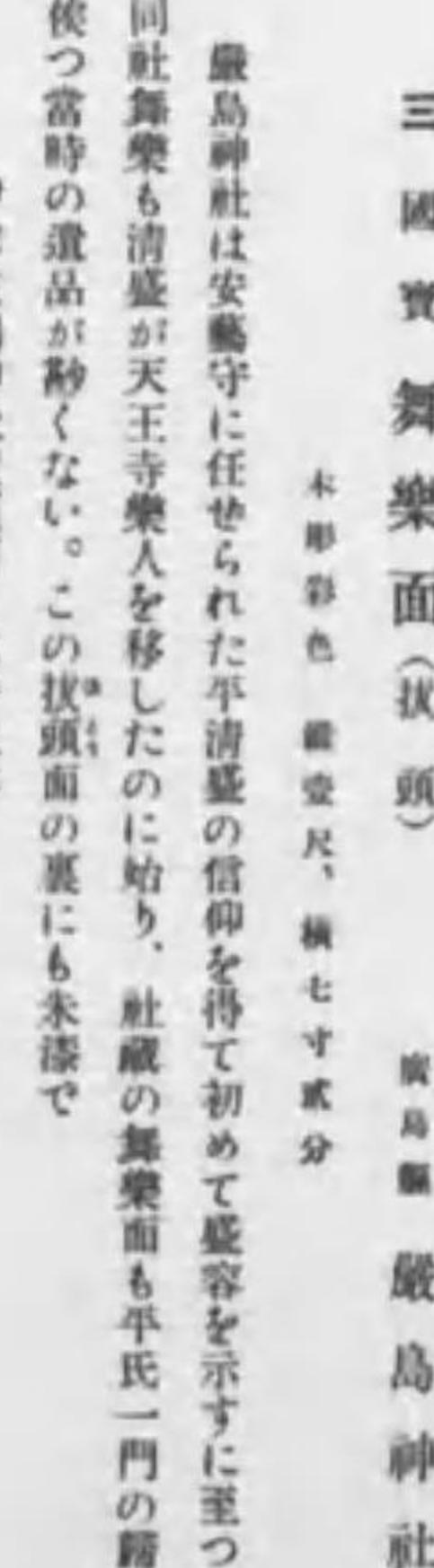
京都府 敦王護國寺

本那彩色 級八寸六分、横六寸八分



(文)

(圖)



(文)

(圖)

揮したものである。面裏に墨書で「應德三年十月廿日御塔供養修理」及び「建武元年九月廿四日東寺塔供養修理之」と銘記されて居る。應德三年は修理の年記であれば、その作成された時は更に遅るもので、樹材に施され櫻頭後難である。尚兩時供養の模様は應德三年東寺塔供養記並に建武元年東寺塔供養記によつて知ることが出来る。(第一〇〇圖解説参照)

五能面(小面)

帝室博物館

本形彩色 高七寸、横四寸五分

能樂の發達は最も遅く室町時代以後であるが、その内容は著しく演劇的となり、その表現は一層現實に接近したものであつた。従つてその假面は先行のものとは趣を異にし、更に寫實味を加へると共に一曲中に於ける感情の推移に順應出来る様に工夫された。この小面と稱する美女の面を用ひ、熊野には悲歡喜怒の兩場面がある。併しこの小面の融通性のある中間的な表情は、能の進行に伴つて表情をも變化する如く觀者に映するのであつて、能面の特色をよく示す好例である。作者は龍右衛門と共に女面に特技を示した賣來の作と傳へる。小面に必要な美容の中に高貴さを宿した作技はこの種類品中の優品として恥ぢない。

御物伎樂面

御物伎樂面は明治初年法隆寺から獻納したもので、伎樂を始めて我國に傳へた味

摩之の將來面と傳へる。御物伎樂面はその數一般に三十三面と算せられるが、その中には伎樂面ならぬ二面の混入があり、伎樂面のみを擧ぐれば三十一面となる。その作風は三四に分かれ、初から一揃へのものではなく數種の伎樂面が散逸しつゝ混合して今日に至つたものと知られる。

今天平廿年の法隆寺伽藍縁起并流記食財帳を見るに

伎樂堂拾壹具 師子子 貳頭 五色毛在
治道 肆面 衣服具

吳公 壱面 衣服具

金剛 壱面 衣服具

衣服具



(文部省)

とあつて當時は貳拾四面あつたに過ぎない。然もそれらには破壊して失したものもあり、又當時は尚伎樂の盛んな時であつて賈財帳記載以後に遺られたものもあるべく、殊に考ふべきは橋寺の伎樂具の移入されて居ないかである。
橋寺に伎樂の樂戸があつたことは教訓抄に引用されて居る古記に知られるが、この橋寺は中古衰微するに至つて什物の多くを法隆寺に移して居るので、御物伎樂面中に橋寺傳來面の混入して居ることも當然考へるべきである。以上の如く諸面の傳來も純一でなく、又作技も我が佛像形刻に比べて大陸的とも云ひ難く、その作成年代も一様ではない。形法簡明にして覗く様を材とする點飛鳥形法の古風を傳へるもの、之に對して形風も著しく寫實的となり材料も樹となつて奈良朝初期の作風を示すものもあり、尚少く時代の下るものも三四あつて、味摩之將來との所傳には疑念を抱かざるを得ない。併しこれが爲に世界最古の假面としての榮譽は毫も失墜するものでなく、その作技の秀拔さは正倉院及び東大寺の伎樂面と比較する時益々明かであり、蓋し日本古樂面中の王座を占める貴重な遺品と云ふべきである。

六御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸八分、横八寸八分

この面は御物伎樂面中でも大きく、牙と尖った立耳を持つた獣相は、第三五、六圖の東大寺藏と共に伎樂面中頗る異様のものである。面裏に墨書で「陰口」「左方」とある他、挿圖の様な極めて判讀し難い文字があるが、その一つは「天平參年」とも判じ得るもので、さすれば御物伎樂面中年記を辿り得る唯一の遺品と云ふべく、餘面は金銅板で毛を抑へた痕がある。注意すべきは此の面は極めて小型であり、面相の明瞭さには一種のあどけさが見られることで、恐らくは師子子或は孤子等の童形面と見るべきであらう。



(文部省)

を積むる標準となるものである。他の鉛記は如何に讀むべきかその便りなく疑を存して象徴の示教を持つ。材は樟、造動な刀痕の一一つに量感を味はせる獨特

の形技は、蓋し形技の眞諦を吾人に教へるものである。彩色は殆ど剥落し僅に胡粉下地と赤褐色を残し、頭頂には毛を貼付した痕を残して居る。

七御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸五分、横七寸

この面は往昔法隆寺々後の山上で發見され天降の面と傳へ、後に道體會に用ひて毘沙門天と稱した。併し明かに伎樂面で、その寶冠を戴いた魔王とした威相は金剛と年代を考へる上に示唆極めて深い。彩色は今面上には胡粉地に緑青、唇に朱を残し、又既に墨描、頭頂に貼毛の痕をとゞめて居る。

八御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸五分、横七寸四分

樟材を用ひ秀俊なる形法前者に類するものである。面上胡粉地に肉色を重ね眼に墨描の痕があり、唇に朱色を止める。今脱落せるも唇、髭等には長毛を植えたもので毛孔のみが残つてゐる。面裏に「船寺孤子父」の墨書銘がある。御物伎樂面中名孤は老女姿と記せるものと此の銘記によつて大孤は老翁であることが明らかにされる。

九御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸六分、横六寸五分

樟材を使用し、形法賦彩植毛共に孤子父面に近い。面上胡粉地に肉色を施し、唇に朱、眼球に緑青を残して居るのは、正しく碧眼の胡人の相貌である。頭頂の長く彫痕の粗いのは別に冠帽を戴いた爲で、波羅門とも呼ぶべきであらう。

一〇御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸二分、横八寸八分

樟材を用ひ秀俊なる形法前者に類するものである。面上胡粉地に肉色を重ね眼に墨描の痕があり、唇に朱色を止める。今脱落せるも唇、髭等には長毛を植えたもので毛孔のみが残つてゐる。面裏に「船寺孤子父」の墨書銘がある。御物伎樂面中名孤は老女姿と記せるものと此の銘記によつて大孤は老翁であることが明らかにされる。

一一御物伎樂面

法隆寺獻納

本形彩色 高九寸三分、横七寸八分

樟材を使用し、形法賦彩植毛共に孤子父面に近い。面上胡粉地に肉色を施し、唇に朱、眼球に緑青を残して居るのは、正しく碧眼の胡人の相貌である。頭頂の長く彫痕の粗いのは別に冠帽を戴いた爲で、波羅門とも呼ぶべきであらう。

一一

この三面共に稍々眉を整め、一種鋒のある曲線で表はされた眼と著しく秀でた鼻を持つ等形相を一つにして居る。又材は桟で胡粉地に朱を重ねた面色や頭頂に毛を金具で押へた手法も全然同じく作者も亦同一と見られる。伎樂面の名稱中から多数の同一形相のものを求めるならば醉胡王以外になく、恐らく奈良朝中期の多様な醉胡從に先立つ古様な形式と解すべきであらう。

一七 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺貳寸五分、横六寸七分

伎樂面中最も可憐の感を抱かしめるものは是と次闇の女性面である。正しく美女と稱すべく、材は桟であるが、流石に形法も想到且つ温柔。白皙の面上、朱にて額に花形、双頬に三日月形の花子を施し、見事な結髪と共に豪華さを發揮しながら、自ら高雅な氣品を備へて居るのは、蓋し六朝以來の典型的な貴女を寫したものであらう。又雙鬢の根に押された金銅の簪は、「吳女二面」、「面拂在金頭骨」、「押金簪」とある西大寺資財帳の吳女の記載に吻合する。

一八 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺壹寸五分、横六寸六分

これは前者とは別具の吳女であつて用材も桟で、高く結ばれた寶髻の部分に薄く乾漆を使用して居り時代も少しく下るものと思ふ。

一九 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺五分、横七寸參分

これは吳女と稱すべく前者の豪華さに比しこれは清楚な美しさを示して居る。又

二〇 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺壹寸四分、横七寸四分

前者は桟材を用ひ、その面色は胡粉地に肉色を重ね、頭髪は墨の漫刺たる毛描を以て表し、鬚髪には馬毛模を貼附して居る。後者は桟材を用ひ、面色は胡粉地に丹を重ねて濃く、鬚髪は植附になつて居る。併しその般文繁く眞目隠鼻の相貌全く同様のもので、治道の變形と見られる諸田彦の假面が著しく長大な鼻を持つことか

木形同様胡粉下地上に褐色が残つて居り眉髪等には墨の毛描を施して居る。尚御物中にはこの他手法は異なるが次掲の如き夾紵製の二面がある。

二六 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺貳寸八分、横六寸八分

筋骨隆起したる堅緻じい以上の五面は力士面と云ふべきであらう。第二、五圖の二圖は筋肉の寫實的表現に特技を示すもの、用材は桟で面色の暗朱色の下に綠青の下地を施して居るのが注意される。次の第二六、七圖の二面は用材も桟で、形法植毛共に同様又彩色も同じく胡粉地に倍緒色を施したもので一具と考へられる。尚後出のものは金銅透影寶冠を見ないが、これは脱落したもので、冠をとめた釘孔を残して居る。前出の二面に比べるに様式手法共にこの方が古調である。

第二八圖面は又古調に富み優れた作風を偲せるものであるが惜むらく磨損甚しいのが痛まれる。以上を見るに同じく力士面と云ふも開口したものと閉口したものとすることを考へると、阿吽二形の孰れか一つは金剛となるのかも知れない。暫く疑問の儘に後考に委ねる。

二九 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺貳寸八分、横六寸八分

その名稱は利じ難いが、この面は夾紵製なる點に於て注目されるものである。元來伎樂面の如うな巨面にあつては重量の輕減は當然考慮されなければならない所であり、用材も桟から桟へと變じて居り、夾紵面も右の要求から出たもので西大寺資財流記帳に據れば該寺には桟製の伎樂面一拂の他に又應(夾紵)製の別の一拂があつたことが知られる。たゞ本形に比し破損して傳はり難く、その點からも貴重な遺品である。その手法は原形に塑土を用ひ、之に粗布細布を塗にて重ね、額の部分の如きには更にその中間に或は薄い木片を或は紙を夾んで作つたもので、彩色は他の



(御物伎樂面)

木形彩色 裝堂尺貳寸八分、横六寸八分

壯大なる胡冠を戴き、伎樂面中最も堂々たる威容を示すこの面は正しく醉胡王と

云ふべく、その形相は西大寺資財流記帳に
醉胡王二面 (百兩 青皮絹黒羽織冠) は、全體一輪風は草形・絶像
と記すところに合致する。材は桟を用ゐるが冠の部分には煙木をなし、その接合部に漆布を用ふ。形技盛唐の風を傳へて質實味を加へると共に又雄渾味を擧へる。試彩は全體に胡粉下地を施し、冠頂には朱の花文の痕をとゞめ、山形には金笛を押し、下縁は黃土に墨にて虎皮文を描き、両側の折返には白練・丹の色料を發し又墨描の雷文を見る等往時の莊麗を偲ばしめる。顏色は褐色、唇は朱色、今脱落して居るが長髪を編へたりし日の相貌の雄偉さや又想像に餘りあらう。

二二 御物伎樂面

法隆寺獻納

木形彩色 裝堂尺四寸、横八寸七分

云ふべく、或は治道に擬すべきかと考へしめるが、又胡帽こそなけれ次掲の醉胡王にも近きところもありその決定は後考に譲らたい。

三一 御物伎樂面

法隆寺獻納

本耶彩色 縦壹尺四分、横七寸四分

共に桐材より成る。第三〇圖面は陰鼻に胡人を示し頬のこけ口をつばめて瞞く相貌に特色がある。いづれ醉胡從の一つとも數へるべく、又後の狂言面に於けるウソブキの原型とも考へられる。彩色は第二四圖と同手法白緑下地に朱を重ね更にその上に肉色を置き眉間に墨の深い毛描を施して居る。

第三一圖又鼻高く胡人老翁の相を寫すもので波羅門或は醉胡從とも云ふのである。磨損剥落甚しい中に優れた寫實的手腕を窺はしめる。

三二 御物伎樂面

法隆寺獻納

本耶彩色 縦七寸五分、横五寸七分

節子と推定される小童面である。伎樂に於ける節子は節子とその網を執る二人の節子から成るもので、第一〇六圖行道面の雛拂は實にこの節子の變形で風貌にも相通する所がある。

用材は桐、賦色は刷落甚しく僅に胡粉、縁書を部分的に残すに過ぎない。



(面樂成伎完物未御)

三三 御物伎樂面

法隆寺獻納

木耶(未完成) 縦壹尺、横七寸三分

材は檜、未完成面で薙削りの上に墨の當りを残して居る。製作過程を窺はしめるト共に、運刀の激刺さを味はめること深い。耳に右耳上に女面の戲畫があるが、即興的に描かれて然もよく筆力の勁健さを示してゐる。尙前出捕闇の如き未完成面が御物伎樂面中にあるが、かくの如き未完成面をも永く後世に傳へた、寺家歴代の古代遺品に対する敬虔な態度は又以つて學ぶべきであらう。

三四 國寶伎樂面

奈良縣 法隆寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横六寸九分

法隆寺に現在遺存する唯一の伎樂面である。その作風から見るも、當然御物伎樂面と同類であるが、歎精の際に脱落した他の伎樂面ならぬものを混入した爲と思われる。従つて御物伎樂面を考察するには又これを除外し得ない。桐材を用ひ、胡粉下地に肉色の面色を施し、眉には毛描を下質には眞毛を貼附した痕を残してゐる。眼珠に白緑の殘るは胡人の碧眼を示すものであらう。尙真面には墨書にて「觸寺」の銘がある。

東大寺伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横六寸九分

御物伎樂面に次ぐ遺品として舉ぐべきは、東大寺所蔵の伎樂面で、その多くは天平勝寶四年四月九日の大佛開眼供養の際に用ひられたものである。今當時の情景をたゞぬるに東大寺要録は次の如く當日諸樂を詳記して居る。

大歌久米頭々傳
猪伏傳
外足五位下土師留牛脚
右大臣已下擊鼓十六人

伎樂鼓六十人 不詳□中財人等也
頭 治部少卿四位上船守 内足頭民西位上大市主王
唐散樂頭 球樂助正六位上林達久方 少貢正六位上安倍々牛脚
唐中樂頭 近江少卿正六位上食禪院真人主
唐中樂頭 治部少卿從五位下毛野耕賀

御物伎樂面中最も巨大であつて、著大な口には牙齒を示し、兩側に獣形の耳をそば立て、第六圖御物伎樂面と同様、魔相を現はすもので、顎骨の誇張的表現と相まって怪奇且つ豪壯の感深い。兩面とも彩色刷落して黒漆の下地を露出し鼻口、耳朶の部分に朱色を残すに過ぎない。尙東大寺にはこの他に同種の二面を傳へて居るが共に損傷を蒙つて居る。

三七 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横七寸四分

この迦樓羅面は御物の二面に比し、影技の清秀味に一籌を輸するが雄大味に於て優り、塗色の好存が貴ばれる。その面色を見るに漆下地を施し眼には金箔を押し、瞼には朱、頬、嘴には白緑、左右の纏冠、耳内には丹を彩り頭上には朱地に墨、白緑等にて孔雀文を描いて甚だ美麗である。尚頂上の纏冠は今缺落して居る。

三八 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横七寸四分

これは力士面であつて、御物中の同種面に比すれば、寫實味が著しく筋肉描寫を主とした特色がよく観取される。彩色は漆下地に丹を重ねその表面は暗赤色を呈して居り眉頭髪に意勁な墨の毛描がある。口邊の植毛は寛政の修理の時のもので、生硬の感を免れないが原初の相貌を便ばしめるものである。裏面に朱漆にて「天平勝寶三年卯年造形之、于時寛政五年天癸丑三月合修復之畢 東大寺公物」の修理銘がある。尙當寺には同形の力士面が今一つ傳へられて居る。

三九 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横八寸

四〇 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横八寸

三五 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横九寸三分

三六 國寶伎樂面

奈良市 東大寺

木耶彩色 縦壹尺五寸八分、横九寸六分

その諸樂供養の壯觀は未會有であり伎樂又盛容を示して居る。その當時の假面衣服の多くは東大寺及び正倉院に藏せられたのであつて、中には明かに天平勝寶四年四月九日の年記を有するものさへある。今法隆寺獻納御物伎樂面と東大寺のそれと比較するに、御物のものは桿材のもの多く彩色はいづれも胡粉下地の上に施され居たのに對し、東大寺面にあつては用材は桐乃至夾絹で彩色は漆下地の上に施す等手法上にも明かに時代的相違を示して居る。又その形風御物にあつては伎樂面を作りつゝ尚佛像的面影を傳へるところに初期のものとしての特色があつたのに對し、東大寺のものにあつては伎樂の更に詳細な渡來の迹を反映して、伎樂面としての完成した型を示して居る。又東大寺伎樂面のなべてに寫實味の濃くなれるは當然であるが、然も又一方に獨創味乏しく形式化せるものを見るのも伎樂盛行せる時代の習じた作風である。尙東大寺の伎樂面を叙すれば當然正倉院に收められてゐる百六十四面にも及ばねばならない。今正倉院の諸面は精查完了せない爲明言し得ないが、その全部が伎樂面であるか、又大佛開眼の時のもののみであるかは疑はしい。たゞ東大寺のものと比べるに、大部分は時代を同じくしながら作技の及ばぬもの、多いのは又注意しなければならない。思ふに之は實つて東大寺に於て、寺家の伎樂會用として優秀なもののみを撰んで停め置いたか、或は正倉院中から取出して置いた爲と考へられる。今この圖錄に正倉院の諸面を掲出しえないが、東大寺藏の諸面は上述の關係から正倉院面の代表作とも見得るのである。

この三面果して同種のものが達に断じ得ないが、共に長大な鼻を持つて居るのみならず面相又類似し、大味な形技も趣を一つにする爲め共に一括する。

第三九圖は黒漆地に施された面色今所紫色を呈し、その上に描かれた眉、髭等の毛描流石に奈良朝特有の漫刺とした筆力を示して居り、頭頂には貼毛の痕跡がある。面裏に第三八圖同様寛政の修理銘があつて天平勝寶三年の作として居るが正倉院にある同作風面に天平勝寶四年四月九日の年記あるは注意されるべきである。

第四〇圖の彩色は黒漆の下地に黄土の具と丹の部分とをとどめ、又髭の毛描を残して居る。頭上には毛を貼附し、面裏に寛政五年の修理銘を有すること前面と同様である。

第四一圖は第四〇圖面に冠を戴せたとも見るべく相貌は頗る近い。賦彩は面上は黒漆地に黄土の具を施し、それに朱墨の毛描を加へたもの、冠は別木を焼いて作り縁青、朱、黄土等にて寶相華文を、その下縁の白縁地には雲形を描いてゐる。又面裏には「東大」の墨書銘を殘して居る。

四二 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦九寸七分、横六寸九分

四三 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦八寸九分、横六寸八分



(文)

第六圖

銘

この二面は共にその面裏の墨書銘に依つて捨目師の作であることを知る。第四二圖面は手法一段と懇切で布貼りの漆下地に、更に胡粉の下地を重ね、表面は赤褐色を呈して居り、髪、眉には墨で優美な毛描を施してゐる。第四三圖の面色又前者に近く褐色を呈して居り髮際に健剛なる筆致の毛描を墨で施して居る。兩面共に小さく所謂童形面であつて、筋子子或は孤兒とも呼ぶべきであらう。作者捨目師はその習熟した作技より見るも、當時活動した造面専門の作家の一人と察せられる。

四四 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦九寸七分、横七寸三分

東大寺 天平勝寶四年四月九日
(文)

四五 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦九寸九分、横七寸五分

この面は夷幹製として貴重なるのみならず面裏に「東大寺相季魚成作、天平勝寶四年四月九日」の墨書銘を有し作者、年次、傳來の明確なものとして史料的價値の大なるものである。先づその手法を見るに細粗數枚の麻布を木風漆で貼り固め約三分厚としたもので、表面には漆下地を施しその上に白縁を塗り、縫の部には朱を暈した痕がある。又口邊

には墨の親い毛描を、頭頂には毛を貼布したもので、不自由な夷幹によりながら渾厚なる形技を味はしめる所凡技の及ぶところではない。相季魚成の作は又正倉院中にも三面敷へられ、孰れも作成優秀當時の名工と推すに俾らない。然もそれは一つは夾紵であるが他の二面は本形であつて、夾紵、本形兩つながらに練達の技を示して居ることは一層彼が名を高からしめるものである。

四四 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦九寸七分、横七寸三分

東大寺 天平勝寶四年四月九日
(文)

四六 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦壹尺參寸參分、横六寸五分

四七 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦壹尺參寸參分、横七寸

四八 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦壹尺四分、横七寸五分

後者面裏にも赤墨書にて「基永師作」の銘がある。第五〇圖面は漆下地に白縁を施し更にその上に胡粉を塗り、これに岱赭色を重ね、頭頂には貼毛を貼附して圓形金銅板にて押へて居る。第五一圖面は刷毛書いが胡粉地に白縁を重ねた痕跡と脣に僅に朱色を残して居る。兩者に共通するこの作者の特色は墨文の巧みな駆使にあり、繁文の顎を咸せしめず硬化せる老人の膚をさへ偲ばしめる妙技は蓋しこの作者の特技と云ふべきである。正倉院中又この作者の一面がある。

五二 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦壹尺七分、横六寸

第三九圖に作風の類するもの、惜むらく右側を缺損して居る。賦色又彼と同様、眉口邊の毛描の筆致、頭上の貼毛も趣を一にして居る。尚この面裏には「東大寺天平勝寶四年」の銘記を存してゐる。

五三 國寶 伎 樂 面

奈良市 東 大 寺

本形彩色 縦壹尺壹寸五分、横六寸八分

技術は奈良朝以後に於ても傳統の香深い南都地方には尚存續されて居たもので、それを質證するものは之等の諸面である。第五三圖東大寺藏の面裏には朱漆にて

建久七年四月七日

とある。連慶の父佛節康慶は錄倉形刻の生みの親として形刻史上に重要な位置を占めるに拘らず、その銘記ある遺作は他になくこの銘文の價値や大である。

天平勝寶四年四月九日

と、又その面上左頬に墨書にて「公物唐院」とあり。神童寺面の裏にも朱漆にて同書風で

樂面、天養元年十月、日、嚴島神社面には「嚴島社 遠城樂面 承安三年八月 日政所寄進佛師沙門摸身勝直本」と夫々朱漆館があり。(第三圖解説參照) 流石に舞樂極盛、木形彌熟の藤原期の作としてその形技の精緻を味はしめること深い。



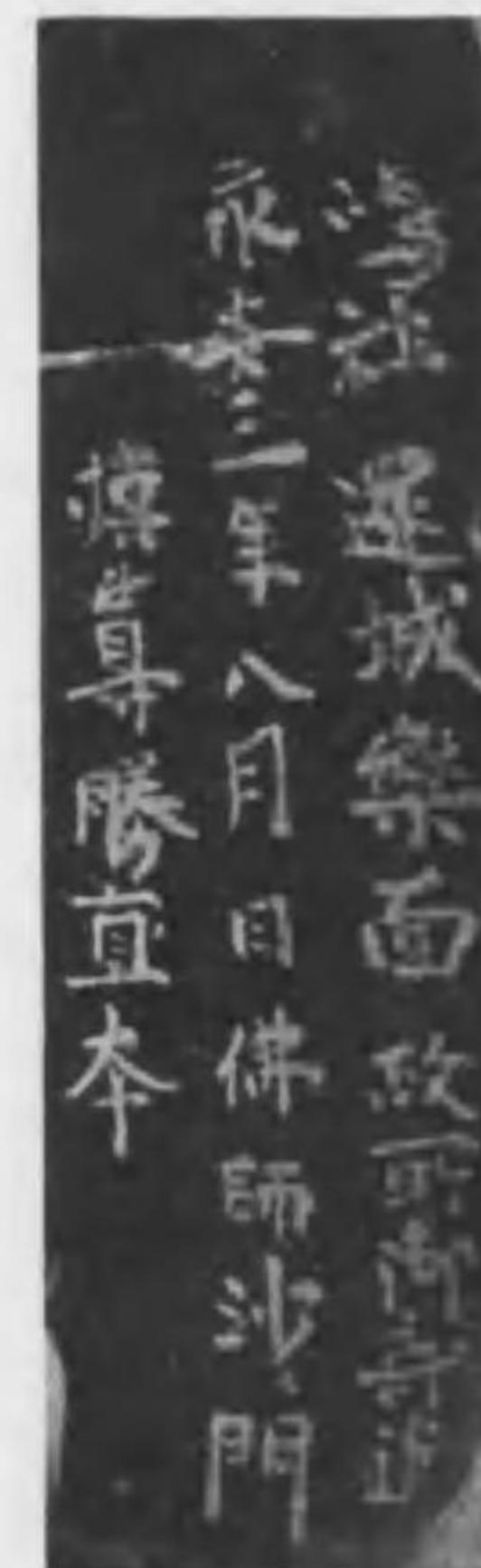
(科曾納)

六五 國寶 舞樂面(遠城樂) 奈良縣 法隆寺

木形彩色 縱八寸空分、横五寸七分

遠城樂は教訓抄に、西國人好んで蛇を食とす。其蛇を求めて悦ぶ姿と記す如く、

舞臺に置かれた木製の蟠蛇を題つて喜悅の舞をなすもので一名見蛇樂と云ふ。貞觀九年安祥寺寶財帳に見蛇樂二面の記載あれば、その傳來又古しと云へる。殊にその面は正面と呂鼻、呂頸の三つよりなり、互に關聯して動搖する狀律動的な舞樂面の特色を最もよく發揮したものである。兩面共に朱漆の面上に眉を黒く表はし法隆寺藏の眼と口齒には金箔を、嚴島神社のそれは銀箔を置く。法隆寺面には「遠城



(文部省)



(樂城道)

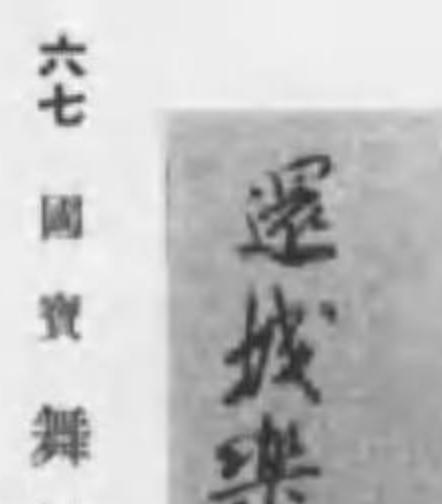
六七 國寶 舞樂面(拔頭)

木形彩色 縱九寸八分、横六寸四分

拔頭は林邑樂で或は馬頭とも記され奈良朝波羅門苦提に依つて傳へられたとも、又佛哲によつて齋らされたとも云はれる。その起源は梨俱吠陀、阿闍婆吠陀に記されて居る、殺蛇の能ある白馬に關する神話に據るものであるが、風にその本源は忘れられ、胡人が父を猛獸に殺され山中に入つて復讐を遂げ喜悅して下山するを象るものとして知られて居た。我が國のみならず支那にても同様に解せられ文獻通考にも「拔頭出西域父爲猛獸所嘗其子求取殺之爲此舞以象也」とある。従つてこの面の悲壯な眞面も通説に從ふて初めて理解し得るものである。面裏には第六五圖



(文部省)



(樂城道)

六八 國寶 舞樂面(二舞姥)

木形彩色 縱九寸八分、横八寸

と同じく朱漆にて「拔頭面」天養元年十月日」の銘記を有して居り、面上の朱漆眉の黒漆、頭髪の繪組共に修補の新色を呈するも、その形技には争はれぬ時代の建技を味はしめるものがある。



(前後)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)



(文部省)

七五 國寶 舞樂面（散手） 奈良市 東大寺

本那彩色 高七寸五分、横五寸三分



(文 布)

散手は散手破陣樂の略稱、寶冠を戴く爲め寶冠散手とも稱し又主皇破陣樂とも云ひ、秦王破陣樂と共に舞樂中の武舞である。教訓抄には古老の傳として率河明神が新羅軍を平げた時の喜舞の姿を寫したものと記して居る。元來破陣樂は支那に於て古くから行はれ種々改變もされて居るので、教訓抄の説は恐らくその渡來樂に日本的な解釋を下したものであらう。

第七三國嚴島神社面は面裏朱漆銘僅に「伊津伎姫○○手面 □□十八日」と判讀し得るに過ぎず、その年記を逸するが當社の他の舞樂面と同じく平家盛時のものと察すべく、麗麗細緻の感深い優品である。漆色又艶切、漆地に胡粉下地を施して丹を重ね上層の面色は元時朱色を呈して居る。毛描は定かでないが顎に毛を植ゑた痕三四孔を殘してゐる。

第七四國春日神社藏は面裏の銘に「以元興寺木振之佛師定慶 時永三年二月

第七五國東大寺面は嚴島神社のものと型を一つにするもの、面裏朱漆銘に

最勝四天王院

承元元年十一月十五日

以新日吉本境之佛師法眼院質

とある。即ちこれは承元元年十一月廿九日に行れた後鳥羽上皇の御建立遊された最勝四天王院の供養舞樂の爲に日吉社のものを摸したので、後轉じて東大寺に移つたのである。又これは現在佛師院質の確證ある唯一の遺作としても貴重なものである。



(手 布)



(文 布)

は毛描の施された痕迹を辛じて窺はしめる。
第七九國鶴岡八幡宮藏の貴徳番子は鎌倉末に近いものであるがぞい番子遺品として注意されるべきものである。面色は朱色。番子は又番子とも記し貴徳の一種貴徳番子なり縁に二條の矧目を有しその手法より鎌倉末の作と考へしめる。矧目は口を噛くさまにするを特徴とし舞中「蟹口吐氣 嘘萬歳 天下太平 世和世理」の詞を咏するものである。

歸徳侯



(文 布)

*貴徳は羅徳侯とも謂ひ、散手の答舞として盛んに演せられた。教訓抄には所縁として漢書神爵中に見える羅徳侯を擧げてゐるが運に信じ難い。天慶四年の奥書あるく同趣、たゞこの面色は黄土具を上唇に塗り眉端、口邊に植毛の痕を残す。又面裏朱漆鉢も次の如く散手のそれよりは明らかであるが下方は唇指して讀み難い。

伊津伎姫社 貴徳面

承安三年八月

- 七六 國寶 舞樂面（貴徳） 奈良市 嶽島神社
木那彩色 高七寸三分、横五寸三分
- 七七 國寶 舞樂面（貴徳） 奈良市 東大寺
木那彩色 高七寸三分、横五寸五分
- 七八 國寶 舞樂面（貴徳） 愛知縣 真清田神社
木那彩色 高七寸三分、横五寸三分
- 七九 國寶 舞樂面（貴徳番子） 神奈川縣 鶴岡八幡宮
木那彩色 高七寸八分、横六寸
- 八〇 國寶 舞樂面（貴徳番子） 神奈川縣 鶴岡八幡宮
木那彩色 高八寸六分、横六寸五分

第七六國嚴島神社藏は同社散手と一具同作を見るべく形技の粗獷、塗彩の艶切全く同趣、たゞこの面色は黄土具を上唇に塗り眉端、口邊に植毛の痕を残す。又面裏朱漆鉢も次の如く散手のそれよりは明らかであるが下方は唇指して讀み難い。

第七七國東大寺藏は藤末或は鎌倉初頭と推せられるもの、形技は稍々素朴味を示しながらも温潤さを抱ましめ、彩色は面上胡粉地上に白群を、唇に朱を残し、眉に

八一 國寶 舞樂面（探桑老） 奈良市 手向山神社
本形彩色 高七寸五分、横五寸四分

探桑老は又探桑子とも謂ふ。老人の體にて杖を携へて現はれるが、行歩微々として立つに堪へざるが如く、「三十情方盛、四十氣力微、五十至衰老、六十行步宜、七十顛杖立、八十座観々、九十得重病、百歳死無疑」の跡をなすもので、伎樂的要素の多いものである。貞觀九年の安祥寺寶財帳に「探桑樂面」とあり古くから行はれたことを知る。

手向山神社藏は中央で矧合せた木寄せになり形技生硬、その製作は鎌倉中期を下るが遺品ぞい探桑老面として又看過出来ない。

嚴島神社藏は前者に比し品質も完備し、形技も優れるのみならず、面裏に朱漆にて

伊都伎鳴社

探桑老面

建長元年九月十四日

久賀府右近舞之



(文)

(武)

八二 國寶 舞樂面（探桑老） 奈良市 嚴島神社
本形彩色 高七寸五分、横五寸四分

探桑老は又探桑子とも謂ふ。老人の體にて杖を携へて現はれるが、行歩微々として立つに堪へざるが如く、「三十情方盛、四十氣力微、五十至衰老、六十行步宜、七十顛杖立、八十座観々、九十得重病、百歳死無疑」の跡をなすもので、伎樂的要素の多いものである。貞觀九年の安祥寺寶財帳に「探桑樂面」とあり古くから行はれたことを知る。

手向山神社藏は中央で矧合せた木寄せになり形技生硬、その製作は鎌倉中期を下るが遺品ぞい探桑老面として又看過出来ない。

嚴島神社藏は前者に比し品質も完備し、形技も優れるのみならず、面裏に朱漆にて

伊都伎鳴社

探桑老面

建長元年九月十四日

久賀府右近舞之

手向山神社藏は中央で矧合せた木寄せになり形技生硬、その製作は鎌倉中期を下るが遺品ぞい探桑老面として又看過出来ない。

嚴島神社藏は前者に比し品質も完備し、形技も優れるのみならず、面裏に朱漆にて

伊都伎鳴社

探桑老面

建長元年九月十四日

久賀府右近舞之

八三 國寶 舞樂面（胡飲酒） 奈良市 手向山神社
本形彩色 高九寸、横六寸五分

胡飲酒は又醉胡樂とも謂ひ、胡人の酒に酔ふて醉舞するさまを寫したもので、伎樂醉胡の舞化された道曲とも稱へ得る。手向山神社のこれは現存唯一の胡飲酒面として貴重である。鎌倉初期と推せられる作で、面は中央縫に矧合せられ形技露揚、布貼漆地に倍赭色を施した緒面で、眼には銀泥を唇には朱色をとめて居る。

八四 國寶 舞樂面（地久） 奈良市 小野賢一郎氏
本形彩色 高七寸四分、横五寸五分

八五 國寶 舞樂面（地久） 東京市 小野賢一郎氏
本形彩色 高七寸五分、横五寸四分

八六 國寶 舞樂面（地久） 奈良市 春日神社
本形彩色 高七寸五分、横五寸四分



(老)

(新)

新島蘇は地久と同様高麗樂に收められて居る群舞で、舞者六人によつて演せられる。その顯著な異國味は頗る特徴があるが、今日源流の地を明かにしない。別に古文書があるがその假面の遺品なく如何なるものであつたか明かでない。西大寺寶財流記帳に高麗樂止、新島蘇二頭とあれば既に奈良朝からあつたものである。

手向山神社藏は面裏に今「東大寺」の墨書きを残して居る。磨滅甚しい中に尚能麗さを偲ばしめるもので、同社地久面と同時代のものであらう。塗色は僅に胡粉下地に眉、髭、髪の墨色及び唇の朱を殘すに過ぎない。法隆寺藏のはやく時代も下り塗色もよく残り、胡粉地に黄土を重ねて白色とし、頬紅は淡朱の圓地に濃朱の小圓數個を配し、毛描は墨、髪際は黒漆にて施す。春日神社藏は四面捕へるもので、共に面裏に朱漆で

興福寺 佛師印勝

新島蘇

元暦二年乙卯月 日

の銘があり、佛師印勝の他に類例のない確かな遺作としても貴重である。又その年記によれば元暦二年は南都兵火後復興の氣運の勃興する時で、恐らく兵亂も漸く鎮り久し振りの春日神社二月の大祭の爲に新造せられたものであらう。法隆寺藏のと同形式で面色も亦同趣である。

新島蘇と同様高麗樂に收められて居る群舞で、舞者六人によつて演せられる。その銘記に同社新島蘇面（第八九圖）と同じく、これも亦佛師印勝の

作と推し得るだらう。前面に比て口邊に新しい工夫を見る。彩色は布貼り漆地に朱の具の濃色を塗り、眉、髭、髪も墨で細かく毛描してある。髪際は黒漆塗。

以上の三面いづれも作技優秀、夫々年紀を有することは蓋し貴重と云ふべきである。

八七 國寶 舞樂面（新島蘇） 奈良市 手向山神社
本形彩色 高六寸八分、横五寸四分

八八 國寶 舞樂面（新島蘇） 奈良市 東大寺
本形彩色 高七寸、横五寸四分

八九 國寶 舞樂面（新島蘇） 奈良市 春日神社
本形彩色 高七寸、横五寸四分

本形彩色 高七寸、横五寸四分



(文)

二六

作であるが、その木質蟲害甚しいのを痛ましめる。手向山神社藏は同じ形式であるが鎌倉期に入つての作なるべく運刀に浮えを示すが雅味に於ては前者に及ばない。彩色は殆ど剥落し處々に胡粉朱色をとぐめるのみである。



(文)

九五 國寶 舞樂面(崑崙八仙) 愛知縣 真清田神社

本邦彩色 縦六寸八分、横五寸參分



(文)

山神社藏も共に挿圖の如く「東大寺長久の墨書銘があり、もと一具のものであつたことが明かで、今兩處に分れながら當初の四面共傳へられて居る。又銘記によつて第八四圖手向山神社の地久面と同時の作であることを知る。手向山神社藏のは蟲損甚しく彩色も胡粉、白紙、朱、墨を僅に残すに過ぎないが、却つて昔ながらの形技を味はしめる。之に對し東大寺藏は修理されて殆ど完好の状にあり。面色の黄土具唇の朱、毛描の墨共に能面彩色の手法に近くその新色に遺感を覺えるが、彼の面に比すれば此は復元せるものとも見るべく、その對比に興味を感じるであらう。春日神社藏は面裏に既出第八九圖同社新島舞面と同じく「元暦二年乙二月一日」の年記を殘し今剥落甚しいが「興福寺」及び「佛師印勝」の銘記のあつた痕迹もあり、同作者のものとなすべきである。その形法は他の印勝作の諸面と同様想切な運刀を示し、色彩は布貼胡粉地に黃土具の面色、唇の朱、毛描の墨色を殘して居る。

九三 國寶 舞樂面(退走德) 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 縦六寸八分、横五寸參分

九四 國寶 舞樂面(退走德) 奈良市 手向山神社

本邦彩色 縦六寸七分、横五寸參分

退走德は又退宿德或は退走禿とも記し一名老舞と云ふ。高麗樂中に含まれる群舞で、六人又は四人で演せられる。之に對し同じく六人舞で退走禿、一名若舞と稱するものがある。西大寺資財流記帳の高麗樂中に大宿獨冠二頭、小宿獨冠二頭、と記されて居り傳はつたのも古い。退走德面は圖示の二面の他尚二三遺品があるが退走德面は傳つて居ない。法隆寺藏には面裏に「□番〔六之内〕」の銘記がある。穩雅なる形技の中に、その明確な象形に知られる如く一種の力強さを蓄へて居るのは藤原中期頃の作と推せしめる。面は極めて薄手で全面に麻布を貼り、之に漆地と胡粉地を重ね表面に朱色を塗り、墨の毛描と髮際に黒漆を施したものである。軽快親切な印勝の作と推せられ看過出来ない遺品である。

神社藏は無田神社藏の崑崙八仙面に負ふ所多いもので、面裏に朱漆にて「建暦元年辛未青陽天調進之」「神事之外不可出他所」との銘があり、この面の他に同社の舞樂面の多くが又この年に作られてゐる。面は漆と胡粉の下地を重ね、面色に綠青口の側面に金箔、顎下に朱を塗つて居る。之等遺品と共に注意すべきは挿圖の春日神社藏のもので異色ある形式を示すものであり、又銘記の痕跡から判じ元暦二年佛師印勝の作と推せられ看過出来ない遺品である。



(藏社神日春 面 案八番 直)

九七 國寶 舞樂面(胡徳樂) 奈良市 手向山神社

本邦彩色 縦六寸五分、横五寸參分

胡徳樂は胡徳樂とも記し、而に動搖する長鼻をもつて退鼻胡徳樂とも云ふ。これは角鼻面を被つた數人の胡徳と觀杯一人、瓶子取一人とて演じられる。即ち胡徳達は瓶子取の酌をし觀杯の動むる盃に次第に酔ひを深め酔舞に移り、長鼻を振りながら滑稽を演じる。その間に瓶子取は酌酌に入ると云ふ、舞樂中二ノ舞と共に喜劇味の多いものである。恐らく伎樂の醉胡の變形であらう。



(藏社神山内手 面 取子 直)

九八 國寶 舞樂面(胡徳樂觀杯) 奈良市 手向山神社

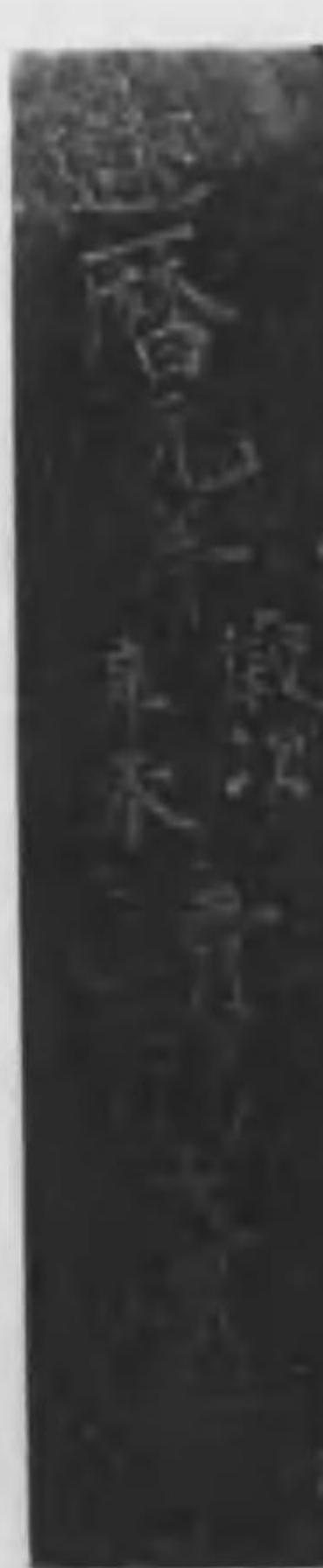
本邦彩色 縦六寸八分、横五寸參分

胡徳樂は胡徳樂とも記し、而に動搖する長鼻をもつて退鼻胡徳樂とも云ふ。これは角鼻面を被つた數人の胡徳と觀杯一人、瓶子取一人とて演じられる。即ち胡徳達は瓶子取の酌をし觀杯の動むる盃に次第に酔ひを深め酔舞に移り、長鼻を振りながら滑稽を演じる。その間に瓶子取は酌酌に入ると云ふ、舞樂中二ノ舞と共に喜劇味の多いものである。恐らく伎樂の醉胡の變形であらう。

二七

九九 國寶 舞樂面(石川) 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 縦六寸九分、横五寸四分



(文)

胡徳樂面觀杯面共に面裏に「東大寺奉入九枚内 永暦元年三月十一日 上座威儀節登仁」の墨書銘があり、藤原期末葉の優麗淡雅な形技を誇る遺品である。胡徳樂面は今日に荷五面を傳存して居る。いずれも同趣同手法で鼻は別木で造り一端を紐で結んである。その彩色は胡粉下地に面を赤く、髮際と毛描を墨で描いて居る。觀杯面はその僻眼と口の形式に技巧を示し、用色は胡粉下地に僻緒を施し酒に酔ふ胡徳の朱面と對照せしめてある。その鼻と右側の方は寛政七年の修理に依るものである。瓶子取面は笑面で同社には時代は下るが挿圖の如き遺品を傳へて居る。觀杯面のない時は藏面を、瓶子取面のない時は二舞の財面を代用する。

(文)

石川はせきとも訓する。教訓抄には「此舞近來絕タルカコトシ。其故ハ保延元年正月十九日内裏舞御覽日有兩曲（石川）静樂集。元秋是行等候ケレモタ、末方一人ソ舞ケル。而テ大神是弘令習傳由波羅申候尤モ不審也。然間多久行爲習傳此曲（常樂會之下向次）被是弘對面細タフネケレ、前後アヌ事トモヲ申侍シト」と記して居る如く保延の頃既に多くの業人にも忘れられて居た。勿論後世には行はれなかつた。それが假面のみそれも唯一残つたことは貴重な事である。その形法は優麗に非らず簡雅を特色とする。彩色は面に胡粉を、脣に朱を用ひ眉口邊に墨の毛描を施して居り。その筆致又味ふべきである。石川の廢曲の時を考へすともその作風より華原初期に近い頃と考ふべきである。面裏には時を異にした別筆で縦に「鶴寺」「法隆寺」横に「石川面」「鶴寺」と書かれた銘記を残して居る。

一〇〇 國寶 行道面（帝釋天） 京都市 教王護國寺

本邦彩色 繁豎尺五分、横五寸八分

一〇一 國寶 行道面（火 天） 京都市 教王護國寺

本邦彩色 繁豎尺五分、横六寸參分

一〇二 國寶 行道面（多聞天） 京都市 教王護國寺

本邦彩色 繁豎尺八分、横五寸八分

一〇三 國寶 行道面（師子頭） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁豎尺五分、横六寸參分

一〇四 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸四分、横六寸參分

一〇五 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇六 國寶 行道面（輿 拂） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇七 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

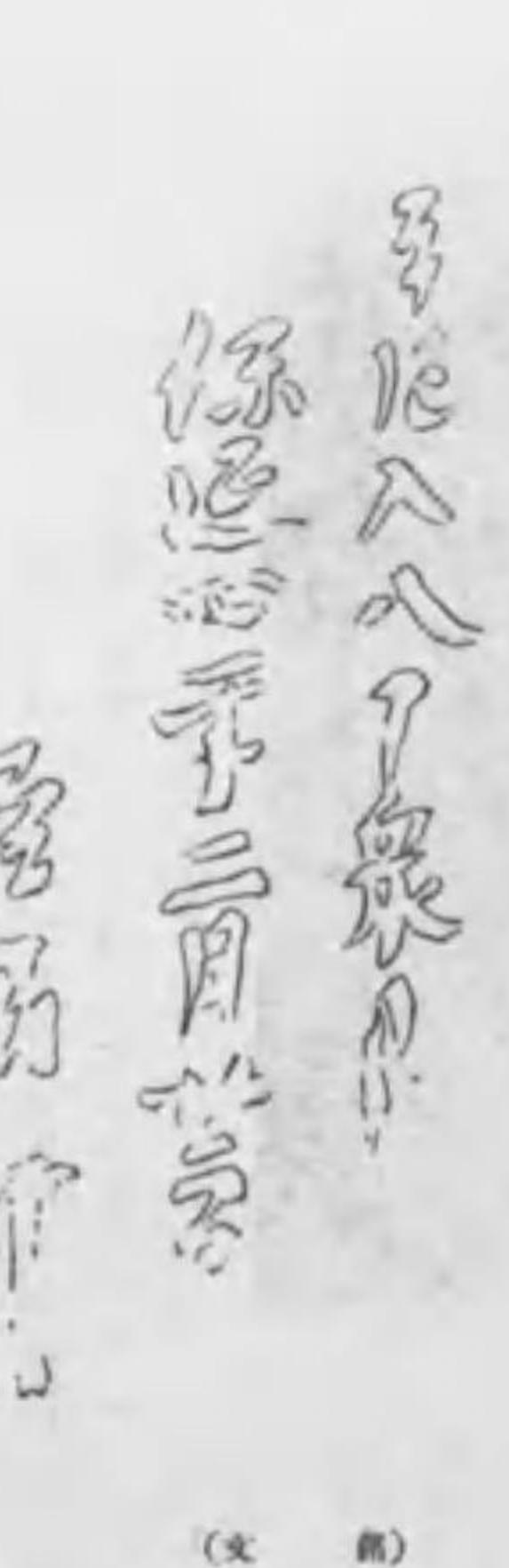
一〇八 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸四分、横六寸八分

一〇九 行道面（迦樓羅） 京都市 教王護國寺

本邦彩色 繁九寸九分、横七寸六分

以上の六面は共に法隆寺聖蔵會の行道に用ひられたものである。この聖蔵會は聖武帝の勅命で行信大僧都始められ、道證律師に再興され現在に存續されて居る同寺行事中の重要なものである。古來その形式には多少の改變も起つて又本式と略式とがあるが、之等の諸面を使用した形式を今記ねるに、太子の御忌なる二月廿二日に上宮王院の舍利殿からは舍利を、相殿からは太子七歳の御影（治暦五年閏快作）を輿に乘せ奉り、講師講師を初めとして梵音錫杖の諸業を具して列次も脛かに西院講堂に運しまわらせ、こゝに一七日の盛んな法樂を供養し奉り、再び還御せられるのである。師子はその行列中輿拂を前に、輿曳の網に曳れて加はるもの、輿昇は太子像の輿輿の輿八人が彼るもので八部衆に象る。師子頭は現在にもその道風を傳へて居るが、古い遺品は珍しく、この面は正倉院藏



（文 勝）

後者にはその他に緊那羅とも判じ得べき銘を残して居る。その恵比須、大黒天とも見るべき面相は後の狂言面を聯想せしめて興味がある。面色は前者は朱色、後者は緑色を示す。

尚同寺にはこれらの面の他に同類の輿曳、輿昇二面（一つは迦樓羅）を傳へる。

一〇一 行道面（多聞天） 帝室博物館

本邦彩色 繁八寸七分、横五寸九分

に次ぐものであつて、殊に輿拂、輿曳面を作成して居るのは、明かに伎楽の師子と二人の師子見の形式を傳へるものとして貴重である。試彩は幾度もの補色を重ねて居



（文 勝）

教王護國寺には既出の十二天面の他に、第一〇九面に掲出の如き行道面十三面を

を新造したことが記されて居る。その修理は補彩の程度で、行道面の純粹性を發揮したものとしては最も古い遺品であり、又形技も纖細化しない優雅を示すものとし得る。其の作者が各自が長づる所の特技を振つたものとも解せられる。火天、多聞天、風天、自在天は檜材で作風も幾分重厚且つ粗豪である。この異趣は時代の相違に依るとも考へ得るが、一つが顧客を示す諸面であり他の威相を象るものであることを二人の作者が各自が長づる所の特技を振つたものとも解せられる。火天、多聞天、風天の修理銘の下層には古筆で面の名と「救増」の文字が記されて居る。火天、多聞天、風天は朱の具で、夫々の寶冠恐らくその作者名であらう。（捧



（文 勝）

）尚その彩色は建武の修理のものであるが、相當原物の試彩を追ふたものと察せられる。面色は帝釋天は黄色、火天は緑青地に赤赭色、多聞天は朱の具で、夫々の寶冠には朱丹、緑青、群青の露譜彩色を施して居る。

一〇二 國寶 行道面（師子頭） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸六分

一〇三 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸六分

一〇四 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇五 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇六 國寶 行道面（輿 拂） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇七 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇八 國寶 行道面（輿 昇） 奈良縣 法隆寺

本邦彩色 繁九寸六分、横六寸八分

一〇九 國寶 行道面（迦樓羅） 京都市 教王護國寺

本邦彩色 繁九寸九分、横七寸六分

傳へて居り我れも建武元年の塔供養に使用されたものと傳へる。掲載以外の十二面

は「三眼面、三面三眼面、赤色兩角面、青色兩角面、龍頭面、馬頭面、狼々面(二面)

青面(二面)赤面で今その名稱を定かにしないが、恐らく八部衆面に他の行道用面

を併せたものであらう。建武元年東寺塔供養記に據れば、大阿闍梨の乘輿は舍利會の八部衆面を被つた八人の荷物工に見られ、その左右に十二天が並んで居た様子が思われる。面の形式が著しく裝飾化され莊嚴本位になつて居るのは便達を窺はせるに充分である。建武元年には既存の舍利會の八部衆面を使用して居るのであつてその作成年次は尙少しく遡るべく、形技は時代の流風を受けて稍々繁縝の傾はあるが運刀の自由味は賞するに値する。時代の下る爲いづれも塗色完好し、この面も亦金銀、五彩を用ひた絢爛さを示して居る。

第一一〇圖は高野天野社の舊藏で、面裏の墨書に「奉施人天野社廿八部衆之内毗沙門」とあり、廿八部衆中この他に持國天、功德天、神母天、夜叉天、聚那羅、焰魔天があり孰れも帝室博物館に收藏されて居る。同じく南北朝の頃の作で、救王護國寺面が都門の洗練を示すに對し之は地方的な素朴味を觀取せしめる。廿八部衆面として他に遺品なく、殊に能狂言面の發生に近い時代だけに別個の感興を喚起する作例である。

一一 國寶 行道面(菩薩) 奈良縣 法隆寺

本那彩色 高七寸九分、横七寸六分

一二 國寶 行道面(菩薩) 奈良市 手向山神社

本那彩色 高六寸六分、横六寸四分

一三 國寶 行道面(菩薩) 石川縣 鶴岡八幡宮

本那彩色 高七寸六分、横六寸七分

一四 國寶 行道面(菩薩) 石川縣 重藏神社

本那彩色 高七寸三分、横六寸四分

一五 行道面(菩薩) 京都府 光明寺

本那彩色 高七寸九分



(文)

菩薩面は行道のみならず舞樂にも用ひられ、菩薩舞は迦陵頻舞と共に波羅門菩薩等の齋した天竺樂として傳へる。支那大陸に於ける西涼五曲中の于闐佛舞或は大中宣宗の時李可及が女聲國の舞姿に習つて作つたと云ふ菩薩隊舞の如きは源流を通じて注目すべきである。而して行道の菩薩も舞樂の菩薩も本來同系統と推測される。舞樂の菩薩も著しく佛教的な存在であつて、遺品の面上に孰れを行道用執拂を舞樂用と明別し得ない。今此處に行道面として菩薩面を括する所以は同形相のものを一括めにする爲と、殆ど遺品の多くが行道用の爲である。舞樂の菩薩舞も法樂の爲めの觀があり、教訓抄にも「近來菩薩舞絕了」と記して居る如く、行道形式の菩薩舞が却つて盛んに行はれたのであつた。

第一一〇圖の手向山神社藏は又菩薩の麗容を示すものであるが運刀や、硬化を示し、同社の保元元年の銘記を有する菩薩面の断片に比べるに多少しく時代は下ると思られる。

光明寺藏は鎌倉期に入つた作で緻細さを威じさせるもの、尚他に同種面二枚を傳わる。光明寺藏は行道面でなく形も小さくなり實用面である。獅子口とも云はれるが一般の能面とは些か作風を異にし、前二者の形式を追ふところ深く能面への連鎖として注目されるべきものである。室町時代の作と推すべく形法は活達な刀技を示し、面色は胡粉地に黄土具、口邊に植毛の連孔を残して居る。

さて居る。重藏神社及び鶴岡八幡宮藏は共に今一面を残すに過ぎないが、古くは尙多數にあつたもので廿五菩薩面と傳へて居る。作技細密、面上に理智性を宿して居るのもよく鎌倉期の特色を發揮するものである。殊に僻遠の重藏神社にこの面を見出すは空谷覺音の思ひあらしめる。當麻寺藏の地藏菩薩面は廿五菩薩面の一で時代は更に下るが現在も尚廿五菩薩の行道に用ひられつゝあるものである。

一七 國寶 追儻面

本那彩色 高九寸三分、横八寸參分

一八 御物鬼面

本那彩色 高九寸七分、横八寸參分

一九 八雷神面

奈良市 元興寺

二〇 鬼面

本那彩色 高八寸、横六寸

二一 能面(翁)

本那彩色 高六寸參分、横五寸壹分

この四面を行道面とし古樂面中に輯録するは些か不當を感じる。併し之等の怪奇な鬼面の發生が先行の伎樂面及び舞樂面に負ふところ多く、更に後の能面に於ける獅子口、真蛇、般若等を生む上に於て影響を與へること深かつたことを思ふと、過渡的の遺品として看過し難く、又共に一つの信仰の反映でもあり、分類すれば最も行道面に近いため、行道面の最後に一括して掲載した次第である。

法隆寺藏の追儻面は諸寺西園堂に毎歲二月三日の夜修せられる追儻會に用ひられるもので、親子三四の鬼が堂に現れ武器を示して威を振るのを、斧を手にした毘沙門が後から追拂ふ所作をなすもので、伎樂的な一種の行道形式のものである。この鬼面の他尚他の二面を存し、又毘沙門面には古くは第七關御物伎樂面を用ひて居たが今は竊見様のものを代用して居る。面は鎌倉期の作、厚手で形技頗る力強く面に朱色、眉髪に緑青、眼に金箔を殘して居る。

御物の鬼面は伎樂面と共に法隆寺の獻納である。面上に朱漆、眉に黒漆を塗り面裏に「諸德永仁四年七月七日」と彫銘がある。班局古事便覧にはこれを還城樂面と

翁の能は式三番とも云ひ、先づ面持ちが翁(白式尉)と三番叟(黒式尉)の二面と翁とを納めた面箱を捧げて出で、次に翁、千歳、三番叟等が現はれ、千歳の舞の後、翁の舞があり、次に三番叟の舞となる。それは既に能樂以前の猿樂中にも猿樂らしい滑稽味を持つて居たことは、翁面の形式の上にも或は三番叟の舞姿にも察せられるところであるが、能樂に於ては著しく神聖なものとされ翁面は能樂者の最も貴重視するところとなつた。前田家の翁面は總川初頭の頃古面を學んで作られたこの種類品中の佳品である。翁面の形式を窺ふに好簡のものである。面は他的能樂老と一眼通じる所あるのは、思ふに猿樂が採桑老を滑稽に變形した爲で、猿樂から出た能樂がこれを神聖視するのはその傳統の古い爲めであり、又能面として素朴且つ滑稽要素の多いことは猿樂の野趣を傳へる故と察せられる。

能面の歴史とその種類

一三三 能面（腰巻尉） 東京市 観世左近氏

本邦彩色 縦六寸五分、横五寸七分

一二三 能面（若荷惡尉） 帝室博物館

本邦彩色 縦七寸三分、横五寸八分

腰巻尉は水見の作。若荷惡尉は春若の作と傳へる。共に能面中の尉の一體である。能面に於て老相を示すものは頗る多く貴賤善惡の別をも表現し、諸種の傑作を生んだがこの二面またその代表作として恥ぢない。腰巻尉は觀世家獨特のもので鐵尉の替として三笑、白樂天、輪藏、遊行柳、西行柳の後シテに用ゐる。閑雅幽情の深い老相であり、刀深く簡勁、然も奇妙に走らぬ滋味を持つものである。若荷惡尉は惡尉の一體で、眉間に鬚深く寄せ八字形の眼は巨口と共に怪奇さを覚えしめるもので、類品中の優品である。用途は張良、道成寺等に用ゐる。

一二四 能面（小鳴食） 帝室博物館

本邦彩色 縦六寸八分、横五寸五分

一二五 能面（中將） 東京市 寶生重英氏

本邦彩色 縦六寸六分、横四寸五分

共に能面中の若き男相を示すものである。鳴食は禪刹食堂に侍る童子の名で大鳴食、中鳴食、小鳴食等の別があり、幾分宛年齡的相違を面上に示して居る。この小鳴食は千種作と傳へ穎敏な形技を示して居る。用途は花月、東岸居士の後シテである。中將は貴紳の相好を寫したもので、清経、經政、俊成、忠度及び朝長等に用ゐられる。これは龍右衛門の作と傳ふるもの彩色は悲雲院が施して居る。形風櫻麗にして上麗の氣品とその多感性をよく表出して居る。

一二六 能面（大禪見） 帝室博物館

本邦彩色 縦六寸四分、横四寸八分

一二七 能面（鷲痴見） 東京市 寶生重英氏

本邦彩色 縦六寸八分、横五寸九分

今時緑色を呈して居る。軽、目中には朱色、髪際、眉、髭に細勁な墨の毛描を施し、更に髭の部分に植毛の痕を残し、齒と眼には金具を被せて居る。用途は紅葉狩の後シテに用ゐる。

観世家の獅子口は一透齋赤鶴の作と傳へる。厚手で刀痕明確極めて豪放な作技である。色彩は画面下地に本の具の肉色を施しこれに金泥を刷り、雄健な墨の毛描と唇の朱色、眼、齒の鍍金具柄發して壯麗の觀を呈して居る。尚頭下には植毛の痕が残つて居る。用途は石橋に用ゐる。

泥蛇は鬼女面の一つで、獅子口の豪壯な怪奇さに異り鼻後頭共に細く尖り鬼氣の慄然と人に迫るものがある。株にこの面は他の諸面の木形であるのと異つて紙製であり、然もそれは熊野牛王の護符千枚を貼り固めたと傳へられ、一段と面に疊味を加へてある。紙製に於て尙その象形に非凡の技を示す處、凡工の作ではなく作者も赤鶴と傳へる。色彩は漆下地に胡粉地をなし、これに本の具を塗りその間所には朱にて隈を取り、全體に又金泥を刷り、淡墨の毛描を施し、下顎に數孔植毛の痕を残して居る。金具は眼と下方の牙齒に被せて居る。用途は道成寺に用ゐる。

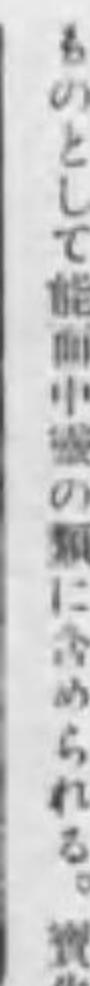
一三一 能面（若女） 東京市 観世左近氏

本邦彩色 縦七寸、横四寸五分



一三二 能面（若女） 東京市 観世左近氏

本邦彩色 縦七寸、横四寸五分



日本古樂面所在表（但シ能、狂言面ハ略ス）

言面の特色を窺ひ得るであらう。毘沙門の面色は岱赭色、小武惡のそれは赤の具に朱にて隈を取り、共に眼珠を金泥で塗り朱で縁をとつてゐる。

一三八 狂言面（賢徳） 帝室博物館
木彫彩色 高六寸三分、横四寸九分

本形彩色 縱六寸參分、橫四寸九分

一四〇 狂言面(登 跪)

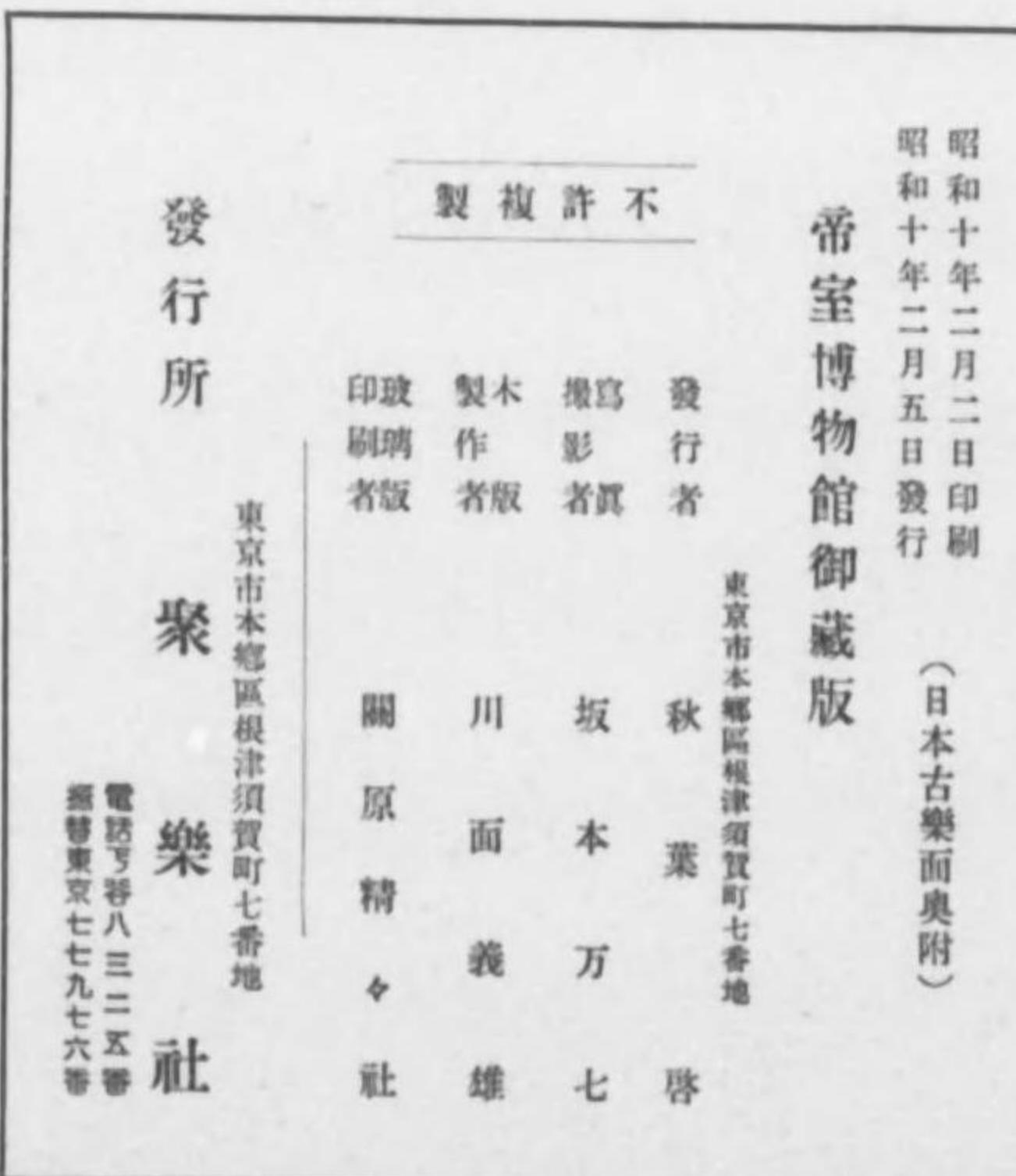
帝室博物館

三

日本古樂面略年表

年號	西暦	史科及ビ在銘遺品	圖版
允恭四二年	四五三	天皇崩御ノ時新羅王樂人樂器ヲ貢ス（書紀）	
欽明天十五年	五五四	百濟樂人四名ヲ貢ス（書紀）	
欽明天朝	五四〇 五七一	吳國主照淵ノ孫智聰歸化シ伎樂調度一具ヲ獻ス（姓氏錄左京諸幕下和樂使主）	
推古廿年	六一二	百濟人味摩之歸化シ吳ノ伎樂ヲ傳フ（書紀）	
天武十二年	六八四	正月小鞆川舞及ビ高麗・百濟・新羅三國ノ樂ヲ庭中ニ奏ス（書紀）	
朱雀元年	六八六	四月新羅客等ヲ贊セシガ爲川原寺ノ伎樂ヲ筑紫ニ運ブ（書紀）	
大寶年間	七〇一 七〇三	大寶曆日合羅樂祭條ニ伎樂ノ制アリ	
天平三年	七三一	七月廿九日羅樂祭雜樂生ヲ定ム	
同十九年	七三六	林邑僧佛智・波羅門僧等撰瀬來ス	
天平勝寶元年	七四九	法隆寺資財流記帳ニ伎樂拾壹具ヲ記ス	
同三年	七五一	○東大寺藏伎樂面修理銘 ○正倉院藏伎樂面銘及ビ東大寺藏伎樂面銘（續紀・東大寺要錄）	

天平寶宇 五年	七六一	八月樂師寺ニ行幸アラセラレ庭上吳樂ヲ奏ス(書紀)
同 七年	七六三	正月朝宴ニ唐、吐羅、林邑、東國隼人ノ樂、内教坊 諸歌ヲ供ス(續紀)
同 八年	七六四	四月廿五日興書止倉院文書ニ唐古樂ノ作曲二十五枚 八月廿四日興書止倉院文書ニ中樂布作面二十五枚
神護景雲 元年	七六七	二月山階寺ニ幸アリ林邑及ビ吳樂ヲ奏ス(續紀)
同 三年	七六九	五月外從五位下内藏忌寸若人ヲ遣伎樂長官トナス
寶龜十一年	七八〇	西大寺資財流記帳ニ唐殿王、止涅蘇冠、大宿獨冠、 小宿獨冠、納蘇理、大師子、大小尊頭ヲ錄ス
大同四年	八〇九	三月雅樂寮雜樂師ヲ定ム(後紀)
天長十年	八三三	十月左衛門左兵衛二府ヨリ吳樂ヲ獻ズ(後紀)
天安二年	八五八	廣隆寺資財校持實錄帳ニ伎樂面ヲ錄ス
貞觀三年	八六一	六月童相撲ニ音樂、雜技、散樂、透裡、呪擲、弄玉 等ノ戲アリ。(三代實錄)
貞觀九年	八六七	安祥寺資財帳ニ音樂面ヲ錄ス
元慶七年	八八三	勸心寺助錄緣起資財帳ニ進宿德面二、菩薩舞頭二十 具ヲ錄ス
延喜五年	九〇五	觀世音寺資財帳ニ伎樂面ノ記アリ
天慶四年	九四一	信貴山資財寶物帳ニ貴德、大小尊面ノ記アリ



442153

E773G
Te 28

終